

○入学及び編入試験 大学部入学試験は来る二日、八日及十五日の三回、各科二年級以上への編入試験も亦同日を始めとして八日、十五日の三回挙行する筈なり

○補欠試験及び在外員試験 事故に因り学年試験を受くること能はざりし者の為め行ふ補欠試験は本月十五日より開始し又在外員の学年試験は例年の通十月十一日の挙行の筈なり

○新学年授業担任者 先年来入学生大に増加し殊に法科の如きは私学中嶄然として頭角を見はし複講座制も亦益其實績顯著なるに至り且つ初年級は昼間授業は午前八時より午後五時まで夜間授業は同五時半より授業を開始して画然之を區別し又牧野(英二)博士は刑法を鳩山(秀夫) 学士は民法総則を飯島(喬平) 学士は物権法を石坂(音四郎) 博士は債権法を奥田(義人) 博士は親族法を孰れも新に開講せらるる等其面目を一新し各科の分担即ち左の如し

法学通論 法学士 金森徳次郎

憲法

法学士 上杉 慎吉
法学士 美濃部達吉

行政法

法学士 島村他三郎
法学士 阿部 寿準

400 中央大学記事(新学年の始業・入学及び編入試験・補欠試験及び在外員試験・新学年授業担任者・第三十回卒業式・学年試験問題)

〔『法学新報』第25卷8(289)号 大正4年8月30日〕

○中央大学記事

○新学年の始業 授業は例に依り十一日より開始すへし

物権法

法学士 飯島 喬平
法学士 西川 一男
法学士 富井 政章

債権法

法学士 石坂音四郎
法学士 須賀喜三郎

刑法

法学士 大場 茂馬
法学士 谷野 格
法学士 牧野 英一
法学士 泉二 新熊

民法総論

法学士 仁井田益太郎
法学士 鳩山 秀夫
法学士 嘉山 幹一

〔法学博士〕横田 秀雄

〔法学士〕末広厳太郎

親族法及

〔法学博士〕奥田 義人

〔法学士〕片山 義勝

相続法

〔法学士〕牧野菊之助

〔法学士〕片山 義勝

会社法

〔法学博士〕松本 烝治

〔法学士〕須賀喜三郎

海商法

〔法学士〕市村 富久

〔法学士〕須賀喜三郎

刑事訴訟法

〔中央大学〕林 頼三郎

〔法学士〕須賀喜三郎

破産法

〔法学士〕遠藤 武治

〔法学士〕須賀喜三郎

国際私法

〔法学博士〕山田 三良

〔法学士〕須賀喜三郎

財政学

〔法学士〕馬場 鏝一

〔法学士〕須賀喜三郎

英語及

〔英国法〕松村真一郎

〔法学士〕須賀喜三郎

独逸法

〔法学博士〕大場 茂馬

〔法学士〕須賀喜三郎

米国文学

〔法学博士〕春木 一郎

〔法学士〕須賀喜三郎

バチエラ

〔法学博士〕大場 茂馬

〔法学士〕須賀喜三郎

片山 寛

〔法学博士〕大場 茂馬

〔法学士〕須賀喜三郎

片山 寛

〔法学博士〕大場 茂馬

〔法学士〕須賀喜三郎

片山 寛

〔法学博士〕大場 茂馬

〔法学士〕須賀喜三郎

片山 寛

〔法学博士〕大場 茂馬

〔法学士〕須賀喜三郎

片山 寛

〔法学博士〕大場 茂馬

〔法学士〕須賀喜三郎

片山 寛

〔法学博士〕大場 茂馬

〔法学士〕須賀喜三郎

片山 寛

〔法学博士〕大場 茂馬

〔法学士〕須賀喜三郎

片山 寛

〔法学博士〕大場 茂馬

〔法学士〕須賀喜三郎

〔法学博士〕土方 寧

刑事実習 〔中央大学〕林 頼三郎 民事実習 〔法学士〕三橋 久美

経済科 〔於ては大蔵書記官富田法学士新に信用並銀行論を堀切善兵衛氏商業政策を農商務省農政課長副島法学士は農業政策を担任せらるることと為り各科の分担左の如し〕

経済学 〔法学士〕杉 程次郎 貨幣論 〔法学士〕富田勇太郎

農業政策 〔法学士〕副島 千八 交通政策 〔商学士〕堀 光亀

信用並銀行論 〔法学士〕富田勇太郎 商業政策 〔堀切善兵衛〕

植民政策 〔法学博士〕河津 暹 工業及社会政策 〔法学博士〕桑田 熊蔵

政治学 〔中央大学〕〔法学士〕〔中央大学〕〔法学士〕〔中央大学〕〔法学士〕

〔中央大学〕〔法学士〕〔中央大学〕〔法学士〕〔中央大学〕〔法学士〕

〔中央大学〕〔法学士〕〔中央大学〕〔法学士〕〔中央大学〕〔法学士〕

〔中央大学〕〔法学士〕〔中央大学〕〔法学士〕〔中央大学〕〔法学士〕

〔中央大学〕〔法学士〕〔中央大学〕〔法学士〕〔中央大学〕〔法学士〕

〔中央大学〕〔法学士〕〔中央大学〕〔法学士〕〔中央大学〕〔法学士〕

〔中央大学〕〔法学士〕〔中央大学〕〔法学士〕〔中央大学〕〔法学士〕

〔中央大学〕〔法学士〕〔中央大学〕〔法学士〕〔中央大学〕〔法学士〕

〔中央大学〕〔法学士〕〔中央大学〕〔法学士〕〔中央大学〕〔法学士〕

〔中央大学〕〔法学士〕〔中央大学〕〔法学士〕〔中央大学〕〔法学士〕

〔中央大学〕〔法学士〕〔中央大学〕〔法学士〕〔中央大学〕〔法学士〕

〔中央大学〕〔法学士〕〔中央大学〕〔法学士〕〔中央大学〕〔法学士〕

〔中央大学〕〔法学士〕〔中央大学〕〔法学士〕〔中央大学〕〔法学士〕

〔中央大学〕〔法学士〕〔中央大学〕〔法学士〕〔中央大学〕〔法学士〕

米国文学
岡田 実磨
バチエラー
米国文学
荻野 対助
マスター
片山 寛
英語及
中島 信虎
英語経済
清水泰次郎

商科 於ては先年関博士大阪市助役に転任せられたるに依り
今回其後任として高等商業学校教授上田商学士は経済各論及演
習を又商工経営は帝国大学教授渡辺法学士其二年及三年級を控
訴訟判事柳川法学士は商法二、三年級を担任せらるることと為
り各科の分担左の如し

石川 文吾
大野市太郎
商業実務
理学士 伊藤万太郎
商学士 渡部 明
川村 貫治
内外商業
商学士 太田 哲三
事情
商学士 根岸 信

商品学及
星野 太郎
理学士 奈佐 忠行
商業地理
理学士 大久保一男
信用並銀行 商学士 渡部 明
鉄道 商学士 大久保一男
海 運 商学士 堀 光亀
保 險 理学士 伊藤万太郎
石川 文吾

簿記及
鹿野清次郎
演 習 商学士 上田貞次郎
經理学 商学士 茂木 英雄
延 財政学 中島 信虎
経済学 法学博士 金井 延
商業政策 商学士 堀 光亀
農業政策 法学士 副島 千八
工業及社会警察 商学士 上田貞次郎
植民政策 法学士 河津 暹

統計学 法学士 三浦 恵一 民 法 法学士 西川 一男
商 法 法学士 柳川 勝二 国際法 法学博士 中村 進午
法学博士 山田 三良

工業通論 米国工学 松浦 和平 商業英語
バチエラー
米国文学 岡田 実磨
バチエラー
片山 寛
長岡 擴
ウヰリアム、ハリス
フランク、ライコン

○中央大学第三十回卒業式 去る七月六日午後二時より中央大
学にては第三十回卒業証書授与式を同費大講堂に於て挙行せら
れたるか定刻卒業生其他来賓一同の著席するや先づ理事伊藤悌
治氏登壇学事の報告を為し其了るや学長法学博士奥田義人氏よ
り卒業証書及び褒賞を授与し(併て実業同窓会寄贈の記念品を
授与す)了て卒業生に対し本号巻頭に掲けたる訓辞を与へらる
之に對して石井清氏は法科卒業生を代表して左の答辞を朗読し
維時大正四年七月六日朝野貴紳ノ貴臨ヲ辱ウシ茲ニ我譽第三
十回卒業証書授与式ヲ举行セラレ學長閣下ヨリ懇篤ナル高論
ヲ享ク生等ノ光榮何物カ之ニ加カン
回顧スレハ生等本校ニ入りテヨリ既ニ三星霜學長閣下ノ徳沢
ヲ蒙リ諸先生ノ恩惠ニ浴シ質実健剛ナル校風ノ薰陶ヲ受ケ以
テ今日アルヲ致セリ念フテ茲ニ至レハ誠ニ感激ノ至ニ堪ヘス
惟フニ學海ハ渺茫トシテ際涯ナク世路ハ崎嶇トシテ蹉跎タリ
易シ生等今日斯ノ盛儀ニ列スルコトヲ得タルハ最モ光榮トス

ル所ナリト雖モ之ヲ学海世路ノ全幅ヨリ觀レハ僅カニ一階梯^(階)ヲ踏ミ得タルニ過キス退テ古人ノ成敗利鈍ノ跡ヲ尋ヌレハ一二切磋琢磨ノ如何ニ由ラサルハナシ成功スルモ其因自己ニアリ失敗スルモ亦其因自己ニ在リ人世ノ一挙手一投足決シテ漫然遂為スヘキモノニアラス生等不敏ト雖モ益發奮勵精其学フ所ノ學術ヲ究メ之ヲ活用シテ先輩學員諸君ニ追隨センコトヲ期ス茲ニ法律科卒業生一同ヲ代表シ聊カ蕪辭ヲ呈シテ答辭ト為ス

法律科卒業生総代 石井 清

次に田中武氏は経済科卒業生を代表して左の答辭を朗読し

我中央大学ハ本日ヲ以テ第三十回卒業証書授与ノ盛典ヲ挙行セラレ朝野貴紳ノ來臨ヲ辱ウシ且學長閣下諄諄トシテ懇篤ナル訓諭ヲ垂レ給フ生等ノ光榮何モノカ之ニ加ヘン
回顧スレハ生等本贅ニ入りテヨリ茲ニ三星霜先生ノ懇切ナル教訓ト熱誠ナル指導トニ依リテ今日ノ光榮ヲ荷フニ至ル而シテ今ヤ將ニ母校ヲ去ラントスルニ際シ喜憂交々至リ万感胸ニ迫リテ言フ所ヲ知ラス惟フニ歐洲ノ大戦乱ハ尚未タ熄マス帝國亦独塊ニ國ト交戦ノ状態ニ在リ動乱ノ前途暗愴トシテ予測スルヲ得スト雖モ一度平和回復センカ軍備上並經濟上ノ競争益熾烈ヲ加フルヤ必然タリ而カモ生等実地研磨ノ域ニ達セス未熟ノ學識ヲ以テ此激浪怒濤ニ孤舟ヲ進メントス即チ茲ニ一大覺悟ナカルヘカラス自今益品性ノ修養ト學術ノ研究トニ力メ加フルニ不屈不撓ノ精神ヲ以テ勇往邁進セハ彼岸ニ達スルコト敢テ難事ニ非サルヘシト信ス此ノ如クニシテ本大学卒業

生タルノ名声ヲ全ウシ諸先生ノ鴻恩ニ報ユルニ庶幾ランカ經濟科卒業生一同ニ代リ聊カ蕪辭ヲ述ヘテ答辭ト為ス

大正四年七月六日 經濟科卒業生総代 田中 武

次に河合健三氏は商科卒業生を代表して左の答辭を朗読し

時維レ大正四年七月六日我中央大学ハ第三十回卒業証書授与ノ盛典ヲ挙行セラレ朝野貴賓ノ惠臨テ辱ウシ且ツ學長閣下ノ懇諭ヲ享ク生等ノ光榮何物カ之ニ過キン

回顧スレハ烏兔匆匆生等本贅ニ入りテヨリ既ニ三星霜未タ真理ノ源泉ヲ探求シ尽スコト能ハスト雖モ恩師各位ノ懇篤ナル薰陶ハ聊カ社会ノ一員タルノ資格ヲ与ヘラレ爰ニ生等ハ躍如トシテ活社会ノ圈内ニ奔進セントス又快ナラストセン哉

然レトモ今ヤ社会ノ秩序ハ漸ク固ク學閥財閥等ノ結束ハ倍々其根底ヲ深カラシメントシ而シテ青年ノ權門富豪ニ阿附シ以テ榮達ノ捷徑ト為スノ墮風ハ弥々甚シカラントス徒ニ青春ノ氣ヲ負ヒテ切齒扼腕スルモ又其効無キヲ奈何セン人生行路ノ万難ト此社会ノ狀勢トハ吾等ノ前途ヲシテ黯澹タラシムルモノ無シトセス

然レトモ亦翻テ顧ルニ時正ニ全歐ノ天地ハ戰雲ニ鎖サレ平和克復ノ日ハ其憶測ヲモ許サス而シテ我帝國ハ既ニ敵國ヲ膺懲シ隣邦支那トノ親款成ル又国家多事ノ秋也ト云フ可シ豈青年ノ踟躕スルヲ許サン哉幸ニシテ生等ニハ習得シタル學術ノ武器アリ而シテ青年ノ霸氣ト勇氣トヲ驅リ時運ノ潮流ニ一楫シ以テ帝國ノ進運ニ貢獻シ併セテ母蠻ノ鴻恩ニ報キン哉
茲ニ商科卒業生一同ヲ代表シ謹ンテ蕪辭ヲ呈シテ答詞ト為ス

大正四年七月六日 商科卒業生総代 河合健三

右了て来賓志立鉄次郎氏は左の祝辞を述べられ

本日第三十回の卒業式を挙行せらるるに方りまして私にお話するやうにと云ふ奥田学長よりの御命令でございます私には学長には多年深厚なる交際を辱う致して居り平素深く尊敬を致して居る所の先輩でございます、で其命令に対し深く顧みる違なくお受を致した次第でありますのみならず本校と私とは多少の因縁無いでもない先刻学長のお話ありました通りに本校の起ります以前此場所明治義塾なる学校が起つたのであります私は当時少年でありましたか田舎に居つて或は此学校に入らんかとの志を起したこともあつたのであります其後東京に出まして十八年に本校の前身なる英吉利法律学校が創立されました際には一個の貧書生でありましたか其時には賛成を表してどうか此学校が将来益々隆盛にならむことを心に祈つた一人でございます其後此学校に於きまして英吉利の法律書か出版発売になりました際にも私は貧乏なから進んでそれを購読致したものであります不幸にして金か無い為めに中途より買ふことが出来ないで今でも一部分完結しないのを残念に思ふて居る次第であります、それより十年経ちました明治二十八年の頃に私は暫く本校に参つて財政学の講義を致しました講義と言ひますと立派でありますか英吉利学者の原書を反訳して学生諸氏にお話致した次第であります、それ等の経歴に鑑み本校と多少の因縁あるを思ひ且つ学長に対して敬意を表する為め不弁をも顧みす此所に出まして聊かお話を

申上げる次第であります然るに今日出まして承りますれば学会なるものか組織せられて其会員は数千人に達し又年々多数の卒業生を出され本年は百五十の多数の諸君か社会に出て行かれることを承つて洵に欣躍に堪へない次第であります、で先つて此所て諸君に対してお目出たうと一言申上げまして引下かるのでありますか罷り出ました上は聊か諸君の御参考になることを申して見て祝辞に代へたいと存します但し時か余りないと思ひますし且つ不弁であるから御迷惑と感しまして簡単に要領だけを申述べやうと思ひます

其申述ふる事柄は学校の本文、学校なるものは何をすへき所であるか又学校を卒業して後社会に出る上に青年諸君は何をすへきものであるかと云ふ事を聊教育学の点よりして論じ又私の僅はかりの経験より見且つ近時社会に起りました事件に鑑みて御参考の一端に供したいと思ひます学校と云ふものは文明の一つの機関であります即ち過去の文明を保存し現代の文明を維持し並に将来の文明を進むる所の欠くへからざる機関の一つであります家庭と言ひ学校と言ひ各種の職業と言ひ国家と言ひ又宗教上の機関と言ひ皆是は文明に欠くへからざる所の機関であります其中で学校は何を掌る所であるかと云ふ即ち学校の本義機能を一言しますれば学校は智能を啓発し独立の気性を養成する機関であります幼少の時吾吾か家庭に居る間は専ら服従の習慣を養ふ所てありますか長して学校に入りますれば服従より離れて各自身心の独立を図り社会に出て活動する上に独立をするには如何して宜しいか其根本を

造る所か学校であります総て学校に於ては智育体育德育の啓発を掌るのである啓発と云ふことと独立自主と云ふこととは離るへからざるものである社会に出て独立して働かふとするには学校に於て十分の啓発を計らなければならぬ啓発すると云ふことは社会に立つて独立して働くことと云ふことの根本を養成すると云ふ意味になるのであります社会に立ちてどうするかと申しますれば学校より一歩進んで有要なる人物となつて互に相助け合ふ所の社会の一員となるのか本義であり義務であります此社会と云ふものは先刻学長からお話のありました通りのことと單獨で生活することは出来得ないのであります互に相助け合つて行く所の社会であります之を經濟上の点から見ますれば自分一人て必需品を生産することは出来るものではないのでありますから互互の生産品を交換充用して助け合つて行くのか經濟上の原則であります是は經濟上のお話でありますか其他無形上の事に致しましても互に相依り相助けると云ふのか社会の本旨であります社会に出て成べく活動して同胞兄弟の利益を計ると云ふことか人たるの本分て其根本を造る所か学校であります其他國家の働きと言ひ宗教の働きと言ひ皆特種の機能があるか、それをお話すると長くなりますから省きます然らば人は教育許りに依て出来るものであるかと云ふと、さうてはありませぬ古來教育のみにて人間は出来るかと唱へた学者もありました独逸のカントの如き人は教育のみに由て作られると言ふて居りますか、それは教育と云ふことに重を置き過ぎた議論と云ふことに今日はなつて居ります

人間は先づ遺伝に由て成される、それから教育に依て成される、それからもう一は銘銘の努力に由て出来る言を換て言ひますると人間は一部分は生れ一部分は造られ一部分は自ら造るものであります此三つのものか寄つて人間と云ふものか出来るのであります故に必ず教育のみに依つて出来るとは言へないのでありますけれども教育は少くも人の一部分を占て居るものであるから大切な事柄であります、さて人間か社会に出た上で唯他人の厄介にならず自分の生活費丈を稼き出せば、それで宜いかと云ふと、それでは進歩したる社会の一員としての義務を果したと言へない哲學者か此社会の状態を説明して居るのを形容して申しますと丁度此瓶の（卓上の水瓶を指し）やうなものである此水瓶のやうに上か最も小さく下に行くに従て次第に大きくなつて居つて一番底の方に近つて再び小さくなつて居ります此一番上の尖つた所にはどう云ふ人か居るかというとは是は人間中の天才と云ふものか此所を占めて居ります釈迦とか孔子とか基督とか云ふやうな非凡なる天才か此所に居るのであります、それは実に数百万人の中に一人居るか居ないかであります、それから段段下に行くに従て大きくなるので其大きい所には何か居るか云ふと多数の人か居る、それは自分て働いて自分て食つて居る人間である、それから尚ほ下に行きますと自分の食ふだけの働きもしない他人の厄介になつて居る所謂穀潰の者か居る而して最下底の辺には馬鹿、癡癡、白痴と云ふ者か居ります其一番下の癡癡白痴は例外と致しまして其以上の自分の食ふだけ

の物が自分で働けないと云ふ者は洵に厄介な社会のお荷物であります此階級の者は社会に対し何にも効能かないか唯子供を造り人口繁殖の道具たる丈の効能があります人間か絶えると困るからは是も必要なことではあるか生殖作用をなすと云ふだけか僅に人間社会に尽す所の働きては洵に心細い話で動物と余り相違かない訳である段段上の方に行くに従つて自分だけに必要なものを造る以上に他人に必要なものをも拵へる唯之を拵へると申上げると物資の事はかりのやうであるか物資以外に他人の為に働き社会公共の為に働く才もあり智慧もあり教育もあり総てのものか有り余つて居れば其分なるものを以て社会の同胞を益する斯う云ふのか上等の人間であります上等なる人間の多ければ多い程其社会の程度が高いのであります、それで何れの社会何れの国家を見ましても其種類の人の多いのか上等なる社会上等なる国家と云ふのである此点から見ましても我国は程度か未だ余程低いと言はざるを得ないのであります御同様に学校の教育を受けて社会に立つ以上は自分一個のみならず妻子眷属の独立を計り進んでは他の同胞兄弟の利益を計る為め益知見を拡め財産を殖やすの心掛か肝要である是か即ち国家教育の起る所以である吾吾か奮つて社会に貢献しなければならぬ所以であります以上の事を約言すれば人間は子供の時には服従するのであります学校に於ては啓発するのであります社会に出ては貢献するのであります此三つか人間の履むべき必要の階梯であります、そこで法律学校経済学校商業学校と云ふものはとう云ふ仕事をす

る所であるかと云ふことを進んで申上げて見たいと思ひます教育のことを心理学の点より一言致しますると人間の心は智識と感情と意志即ち智情意の三面に発達して居るのであります小さき時よりして段段と発達して参ります人生の経過を見ますれば此三面に発達して行くことかありありと見えるのであります又社会に存在する各種の学問文芸制度文物の方面から見ましても皆此三つの中に包含せられ其発達の跡か明かに了解せられます人間は智識に依りて真理を求め正邪を弁へることを好む吾吾の先人か非理を避け真理を求めて来た其結果か今日の学問である各種の科学である科学の中にも種種ありまして有形の科学もあり無形の科学もあり有機科学もあり無機科学もありますか之を引つ括めて見れば総て人間の智の發育した結果であります、それから人間の情と云ふのは醜と美とを甄別する所の心の働であります情の発達したる結果か種種の芸能芸術美術と云ふものになつて現はれるのであります、それから最後の意であります意はとう云ふものに発達したかと云ふと諸君か御研究の法律及経済等か意の結果であります固より法律もサイエンスであり経済もサイエンスでありますか其法律経済の本と云ふものは何所から起つたかと云ふと個人個人の意志の発現であります意志の発現の結果法律となり経済となり商業となるのであります其他憲法と云ひ歴史と言ひ皆是は意志の発動であります諸君の御研究になつた所の法律経済と云ふものは意志の結果である意志の發育した所の賜物である、して見ますれば之を實行するに於ては意志の

鞏固なる必要か自ら起つて来るのであります法律は社会の要求する意志の表明であります斯うしなければならぬ斯うしてはならないと云ふことを社会が命令するものか法律であります法律にも英吉利のやうな不文律もあり日本のやうな成文律もありますか不文律成文律の區別に拘らず総て意志の結果に外ならぬ經濟商業に於ても亦然り經濟商業は一言で申しますれば有無相通して相互の利益を図る意志の動作である与へて取ると云ふことか經濟商業を實行する上に必要な觀念であります是は何れから出て来たか矢張意志の進歩したる發現表明に外ならぬ、それて法律經濟に従事する上に必要とするところは強固なる意志明確なる判断であります民族の種別上より概観すればチュートン人種は専ら智識の方面に發達しラテン人種は専ら情感の方面に進歩し而してアングロサクソン人種は意志の方面に著しき發達を示して来たやうに考へられま

す

是まで私か申上げたことは抽象的なる学理のことに亘りましたけれども諸君は皆高等の教育を受けられた方方でありましてから子供にお話するやうな風に申上げて興味か少ないと考へましたので教育学の見地より法律經濟商業等の實際に従事する者には殊に鞏固なる意志を必要とする所以を御話し致し一応御了解を願つて置く訳であります先刻奥田学長よりして懇篤なるお話を承りて諸君のみならず私に於きましても深く服膺して有益なる御訓示と傾聴致した次第でありますか私は之に一つ附加へて申上げたいと思ふは独立と云ふことであり

ます諸君か社会に出られてどの方面に御従事になるにも最も必要と信することは独立の觀念であります有形無形の事物を問はず人は独立か最も大切でありまして独立の觀念かなければ一身を処する上に於て非常なる困難に陥るので一身の安危榮辱の別れる所実に此所に存し君子小人の別れる所も皆此辺から出て来るのであります国家社会の健全なる發達を望む上から言ひましても其これを組立てる人人に独立の思想あるか依頼心か多いかと云ふ區別に依て健全か否か分れる国家の基礎をなす人人に独立心かなければ殆ど国家の實成立ぬのであります之を有形の点から申しますれば自分の衣食住を他人に依頼せず他人に憫みを請はず他より借金せず自分か借金をしないのみならず他人に向つて謂はれなく金を貸さない貸もしなければ借もしない商業取引上の貸借を別として自分の衣食住自分一家を維持する上に入用なものを自から維持することか出来ずして之を友人に依頼し親戚知友に依頼すると云ふのは人の面目上決してあり得べきことと信します独り一身一家の上のみならず大にしては国家の独立社会の健全に關する所少なからぬ訳であります諸君に於かれては固より左様な事柄はないことと信しますけれども私の知つて居る周囲には随分此点に無頓著なる人か沢山ありますから老婆心まで皆さんの御考置きを願ふ次第であります尚独り有形の事のみでなく無形の事に於きましても同様であります苟も学校に居つて教育を受け相当識見の備つた者か自分の一身を処する為に輕輕しく他人に依頼してはいかぬ社会は前にも申上

けた通り相助合ふのか社会の本体でありますから友人の意見を一身の参考に供することは必要なことでありませうけれども自分には何等の識見なく主義意見なくして他人に依頼し人に始終左右せらるると云ふ事位士君子の恥辱とすべきことではないのであります相当の教育を受け相当の智見を持つて居り一身を処して行くには相当の判断力かなければならぬことである近頃社会に起つた不祥なる出来事か沢山ある経済上金融上政治上に起つた不祥なる出来事か沢山あります是等の事柄を静に観察しますると云ふと多くは其關係する人人に独立の氣象かないからして起るのであります社会に勢力を占めて居る富貴権門に依頼して成功を遂げんとする依頼心カス様なることを惹起す主なる原因であります又己の独立心の欠乏から他人の誘惑に陥り易い結果も少なくないやうてあります縦令如何なる誘惑を受けても自分に守る所かあれば、それに陥る筈はないのであります全く自分に独立の心か無い為終に恥かしい羽目に陥る場合が多いのであります社会に立つ以上は孤独の生活をすると云ふことは固より出来ぬのであります会社官庁に従事する者は同僚や上長かありますから自分一人の意見て我儘に事を処して行くことは出来ないであります又社会に処しても他人と円満に交際しなければならぬ先刻学長の御訓示になりました悪口は忌むべきことであります社会に立つ以上は他人と円満に交際しなければならぬと云ふことは固より必要な事てありますけれども其中に自から守るところの独立心かあつてそうして其上に円満に交際して行くと云ふ

ことを心掛けなければならぬ学生としても友達と交際することは必要でありませうけれども他人から金を借りてまで附合ひをする必要は全くない世上を見渡せば無用なる交際に金を浪費し社会に害毒を流す者か中多いやうてある自分の身上自分の事業は不如意勝にありなから交際と称し虚栄の為め多額の寄附金をするやうな者か随分社会にはあるのであります一方に於ては借金をして居り一方に於ては寄附金をすると云ふやうな人か往往にしてあるのであります先刻分限を守ると云ふお話がありましたか、これも御尤な訳で相当の財産かあり相当の身分かあつて寄附等をするのは、それは宜しいか何か虚名を売ると云ふやうな浅慕なる動機の為め一方に借金を背負つて居なから一方て寄附をするとか交際をするとか云ふ事か今日社会の状態である是は洵に不健全なる状態であるからどうか此弊風を矯正したいのであります諸君は是から社会に出て活動せらるる有為の方なれば此点に於て切に御一考を願ひたいのであります法律を御研究になつた方の如きは前にも申上げた通り心理学の根本に遡つて見ましても強固なる意志を抱き理非曲直を明かにし社会の安寧秩序を維持して行くのか当然の任務でありますから深く御覚悟あらんことを望みます法律は一面に社会の意志を代表して居り一面に国家の意思を代表して居る此重要なる代表機能か明確なる判断力を失し独立の立場より墮落したなれば国家も最早頼りないものになつてしまふのであります諸君の任務は実に重大でありますから自重自愛せられ充分社会に貢献せられんこと

を希望致し之を以て祝詞に代へます

次に講師馬場愿治氏は左の祝辞を述べられ

閣下並に諸君私は本校講師の総代と致しまして卒業諸君に対して祝辞を一言申上げます諸君は数年の蛍雪の苦を積まれまして本日光荣ある卒業証書を得られましたのは各本人に於て喜ばしいことは勿論吾吾講師に於きましても喜ばしいこと限りありません茲に総代として謹みて祝辞を申上げます、もうお目出度いと言へは是て祝辞は済んだ訳であるかどうも不文律か慣習法か知れませぬか何か茲に訓戒的の言葉を述べへるのか通例になつて居ります併し諸君は訓戒に大分飽食し食傷をせられたと思ひますから私は極く簡単に述べます申上げたいことは沢山あるか其中の唯一つ文を申上へて諸君の御参考に供して置きたいと思ひます、それは何であるかと云ふと諸君は法律科経済科商科と其科は分れて居る従てこれより社会に出られ各自従事される方面は固より違ひませうか併ながら各科に通し諸君全体に通すること御参考に供したいことか一つあるそれを今述べやうと思ふ、それは奥田学長其他立身出世せられたる方に在ては特に感せられ実行せられたことである私は今までチツトモ気か附かないて居た、それ故に斯の如く戸位素餐碌碌生を送り世の中に沈んで居る自分か学校を出るとき既に気か附いて居つたならば今頃は非常に発達して居つたらうと思ふ此所には前大臣も居らるるか其方は矢張学校を卒業した当時より注意された結果であらうと思ふ吾吾はチツトモ気か附かなかつたから今更後悔且慚愧に堪へない次第

である、それは学校では学問を稽古して学力を養ふのでありますか唯それだけではどうしても足りないものがあるそれは人格修養の一事であります人格と云ふものを修養し而して徳を積むと云ふことを注意しなければならぬと思ふ昔の学問はどうもそつちの方に却つて重きを置いたやうに考へて居る昔時の学問と言へは重に漢学である其当時の学問と云ふと学力と云ふよりも寧ろ人格修養と云ふ方に重きを置いたものであつて人格を高尙に、さうして徳を積んで人の信用を得ることを主眼と為したるものであります先づ友人の信用を得る、それから進んで広く社会の信用を得るに非あれば大事業を為し大成功を奏すること能はざるは勿論にして、そふして世の信用を得るは専ら人格の修養に俟たざるを得ぬのである私は今日の処世に於て修養の非常に必要なる事を近頃初て痛切に感した自分の子か学校を卒業して世の中に出る自分の娘か学校を出て外へ嫁にやらないければならぬ段段考へて見ると修養か足らぬて如何にも心もとない如何にして一家の信用社会の信用を得へきか実にどうも自分ながら遺憾に思ひまして是てはいかぬどうしても修養せしめなければならぬと初めて気か附いた是は實に世の中に立つて人か發展成功して行く本であらうと思ふ、一の基礎である是は誰も多少気か附いて居るか知れませぬか深く感ずると云ふことは矢張子供でも持つて其子供か学校を出て世の中に出ると云ふ時てなければ能く分らぬ、であるから私は此点を諸君に大に注意を促したいと思ふけれども修養に就てはいろいろの方法はある此所に其方法を述

へるのも何でもありませんか修養と云ふことは始終間断なく
なさなければならぬ是て宜いと云ふことはない、さうして
半熟の修養は何の役にも立たない一旦人の信用を得たから
是て宜いと言つて安心して居ると矢張いかぬ始終修養に修養を
重ねて行くと云ふ事か社会に立て事をするに極めて必要な
ことであると思ふ私は是に於て人間は必しも皆同等なものな
いことは認むるか彼も人なり我も人なりと云ふ事を信して居
る釈迦であるとか耶蘇であるとか孔子であるとか云ふやうな
者でもあれは人たと思ふ勉めて止まらずは彼に及ばぬことは
なからう位の考を持って居る、それで私は嘗て倫敦に行つて居
つた時日曜には大概説教を聴きに寺に行つたか或寺を管理す
る宗教者に懇意になつて其人に向つて斯う云ふ事を聴いて見
た私は耶蘇教は宜いと思うからして耶蘇信者になりたいと思
ふか併ながら此にどうしても信仰することか出来ぬことか一
ある、それでも信者と為り得べきか、それにつきお答を得た
いと言つた、それは何かと言ふと耶蘇教に於きしては耶蘇と
云ふものを人間からズツト超越して居るものであると見て居
るか、どうも私は耶蘇と云ふものを神とはどうしても信せら
れぬ矢張人間のやうに思ふ併ながら耶蘇を人間としても矢張
耶蘇教と云ふものは別に立たぬことはないと思ふこう云ふ考
を持つても耶蘇に入つて宜いたらうか斯う云ふことを聴いて
見た所か、それは以ての外である、そんな事を言ふもんでな
い耶蘇教を信する以上は耶蘇は神であることを信しなければ
ならぬ、そんな事て耶蘇教に入つてはいかぬと言はれて私は

到頭入らなかつたか苟も人間と云ふものは志を立てて、さう
して出来るだけ修養して行つたならば何でも出来ると思ふ併
し私はそれをやらなかつたものであるから斯う云ふ碌碌成す
なき人にて終るのであるか併ながら諸君は是からである私共
はもうどうも盛年再来らず一日再晨なり難しで如何ともしや
うかない棺桶へ片足を入れて居るからは諸君に望まなけれ
はならぬ諸君は是から世の中に出られて競争社会に立ち社会
の各方面に於て競争せらるるであらう併し一方に於ては修養
をして人格を高めさうして世の信任を得るやうにし一方に於
ては学校に於きまして得られた学力を更に養つて、さうして
之を實際に応用し学長の所謂誠実に勤勉に努力せられたなら
は私は決して世の中の新聞などにあるやうな就職難を歎せら
るるやうな事はなからうと思ふ私は諸君か此学校を卒業して
出らるるに臨み茲に此の一事を諸君に饒けとして呈し尚諸君
の前途を謹んで祝福致します

次に學員喜多孝治氏は學員会を代表して祝辞を述べ併せて活氣
横溢せる青年諸君は慎重にして其活氣を節制し猪突狂奔の弊に
陥らざる様注意せらるべく是れ却て眞の勇氣ある者にあらされ
は能くし難き所なりと説き次に學員岩崎鉄次郎氏は実業同窓会
を代表して左の祝辞を朗読せられ

卒業生諸君 諸君ハ本日此光榮アル記念ト共ニ実社会ニ向テ
針路ヲ転スルノ機会ニ際セリ

憶フニ官民ノ各業ハ大略整備シ人員過剩時ニ就職難進級難ノ
声ヲ聞クモ他方各方面ニ於ケル人物ノ欠乏最モ甚シク一ノ首

相一ノ市長ヲ選定スルニ尚ホ数閱月ヲ要スル如キ之レ実ニ現
今ノ実状タルナリ

努力勇敢ノ諸君ハ之等ノ欠乏ヲ完ウスヘク層一層ノ奮励ヲ要
シ歲月ノ経過ト行路ノ艱難ニヨリ之ノ大勇猛心大努力心ヲ漸
漸消磨シ去ラルル勿ランコトヲ祈ル以テ祝辞トナス

大正四年七月六日 中央大学実業同窓会総代 岩崎鉄次郎

以上孰れも拍手の間に終を告げ次に學員小野瀬不二人氏中央大
学同窓記者会を代表して祝辞を述べらるる予定なりしも差支の
為め出席せられず是を以て式を閉ち別室に於て来賓には茶菓の
饗応あり次て卒業生並に講師諸先輩は記念の撮影を為し其より
新旧學員の懇親会を開き學員会理事河野秀男氏は新學員歡迎の
挨拶を為し続て数番の演説あり各自歓を罄して散会したるは午
後六時を過く当日の来賓中重なる者は磯江潤、今井雪松、馬場
愿治、花井卓蔵、林頼三郎、堀田芳登、大場茂馬、大野市太郎、
太田哲三、片山寛、高津欽三郎、田中阿歌麻呂、添田寿一、長
島鷲太郎、桑田熊蔵、柳沢慎之助、前田定之介、言微、手塚光
貴、荒木捨作、木下喬夫、志立鉄次郎、広井辰太郎、東讓三郎、
元田肇、関口健一郎、杉浦重剛等の諸氏にして又學員懇親会に
出席したるは新卒業生諸氏の外岩崎鉄次郎、石井謹吾、乾喜代
八、石原毛登馬、早川六郎、馬場豊三郎、堀江秀、千葉彦治、
岡田淳司、小栗盛太郎、小川万二郎、小山残平、渡辺澄也、神
田常吉、川久保源治、河野秀男、笠原文太郎、景山武夫、高崎
介蔵、武田明、竹内幸次、土屋義行、辻本友次郎、永井金次郎、
中川真太郎、内海英吉、植木寿雄、窪田関太郎、雲田平太郎、

黒須竜太郎、窪田欽太郎、山本角之助、矢淵義太郎、枅谷益蔵、
松尾参三郎、近藤惠次郎、小林武彦、小泉矩、永滝久吉、朝比
奈孝一、天野徳也、天野武雄、佐藤三吾、佐藤正之、坂本万作、
喜多孝治、木村精一、三宅碩夫、宮沢武七、宮崎三郎、下川六
郎、白井茂、平城慈門、鈴木敬義、鈴木清美、鈴木鉄造の諸氏
なり

卒業生姓名左の如し

大学部英法科

東京府平民 石井 清 栃木県平民 龜山 慎一

愛媛県平民 松本 伊織 茨城県平民 石川貞四郎

和歌山県平民 名迫 泰吉 山梨県平民 安藤 聖二

中華民國 包 世傑 三重県平民 風間 新三

栃木県平民 馬場八十八 静岡県平民 大古田貞助

神奈川県平民 平本 章三

大学部独法科

東京府平民 杉本 初雄

専門部法科

愛知県平民 浅野松次郎 新潟県平民 渡辺 方英

北海道平民 小山 初治 福岡県土族 安田 三次

東京府平民 三谷錦太郎 奈良県平民 吉長 正好

栃木県土族 吉沢 直 広島県平民 作田高太郎

山形県土族 羽吹 悌二 愛媛県平民 柴田 元一

京都府土族 嶺田 俊雄 宮崎県平民 坂本 藤八

福岡県平民 横山理七郎 新潟県平民 藤野 岩吉

北海道平民	若狭由次郎	埼玉県平民	小林新太郎	山梨県平民	三井 武男	宮城県平民	鈴木 慶志
鹿児島県平民	塚田孫太郎	岡山県平民	中塚 一一	大分県士族	八坂 秀雄	埼玉県平民	稲葉清之助
東京府平民	石渡 益枝	東京府平民	阿部 竹次	京都府士族	細田 正行	栃木県平民	神戶泰三郎
佐賀県士族	鷹木威勢吉	千葉県平民	小川益太郎	滋賀県平民	上田 八郎	愛媛県平民	二神 宗禪
山口県平民	貞野 四郎	佐賀県士族	平田勝太郎	岡山県平民	石井 滝十	中華民国	沈 樹 声
鹿児島県士族	谷山 雷	岩手県平民	菊池 寿助	中華民国	万 均	福島県平民	円谷 龜重
和歌山県士族	土屋 徹一	福岡県平民	村上 法隆	東京府平民	林 万作	茨城県平民	新井 磯治
長野県平民	矢口幸九郎	山梨県平民	三枝 寛三	千葉県平民	川名定五郎	茨城県平民	豊島三代松
福井県平民	江端 留吉	長崎県士族	荒木 貞城	岡山県平民	松尾 松吉	東京府平民	人見 直善
和歌山県平民	榎本 良三	鹿児島県士族	迫田 勇蔵	岐阜県平民	鷺見房次郎	中華民国	蔡 志 超
兵庫県平民	豊島五十一	東京府平民	岡田彦次郎	大学部経済科			
山口県平民	弘重 定一	福岡県平民	井上 徳	中華民国	呉 樹 範	東京府平民	永井 透
東京府士族	半田 柔作	香川県平民	谷原 幹一	専門部経済科			
東京府平民	長尾肇次郎	群馬県平民	須田千五郎	熊本県平民	田中 武	千葉県平民	梶屋 貞
佐賀県平民	冬野 辰市	新潟県士族	中村 尚義	山梨県平民	向山 義雅	佐賀県平民	飯田 一二
静岡県平民	水谷 団次	東京府平民	山内 一二	東京府平民	羽田 実	兵庫県士族	日永 悌二
広島県平民	三島 三郎	長崎県平民	梅沢 甫	岡山県平民	高山 泰	千葉県平民	桜井仁四郎
青森県平民	蛭名 長文	福島県平民	高野 直一	新潟県平民	荒木 圭治	朝鮮	姜 洛 周
長野県平民	関崎四五六	東京府平民	平野 次郎	三重県平民	柴田 寅蔵	中華民国	符 詩 楷
福岡県平民	奥田治郎三	富山県平民	鈎谷 安二	三重県平民	安保 覚男	広島県平民	渡藤 実
東京府平民	額賀弥三郎	和歌山県士族	藪内 誠雄	新潟県平民	金井弥四郎	宮城県平民	鈴木 長寿
福島県平民	鈴木 常雄	埼玉県平民	関根 泰三	宮崎県平民	隈本 静雄	神奈川県士族	原田 三郎
埼玉県平民	斉藤 英二	埼玉県平民	橋本 健	朝鮮	呉 秉 殷	福島県平民	三瓶 覚
栃木県平民	毛塚 頼貞	山梨県平民	武川 清次	東京府平民	金子 誠三	中華民国	盧 培 英

中華民國 干振華 中華民國 蔡浩

東京府平民 松村 栄 中華民國 周汝彦

中華民國 王文声 福島県平民 鹿山 孟尾

中華民國 張祖箴

大学部商科

新潟県平民 古田島孝平 長野県平民 遠山 茂

三重県平民 高田 民郎 千葉県平民 神崎 四郎

神奈川県土族 石神 健三 千葉県平民 穴沢 三郎

中華民國 欧陽 瀚存

専門部商科

岡山県平民 河合 健三 鹿児島県平民 塩満幸平次

広島県平民 石田 謹吾 岩手県土族 佐藤 竜三

秋田県平民 平田鉄太郎 長野県平民 田中 芳雄

山梨県平民 清水 虎雄 茨城県平民 矢島 末吉

神奈川県平民 和田宗三郎 群馬県平民 神宮 為三

千葉県平民 石渡 信孝 群馬県平民 椎名 千次

新潟県平民 徳永清之助 東京府平民 高田 光治

優等生姓名

大学部英法科第三年級

優等生 石井 清 優等生 亀山 慎一

特別賞品受領者 浅野松次郎 特別賞受領者 渡辺 方英

優等生 小山 初治 優等生 安田 三次

優等生 三谷錦太郎 優等生 吉長 正好

優等生 吉沢 直 優等生 作田高太郎

専門部経済科第三年級 優等生 田中 武 優等生 梶屋 貞

優等生 向山 義雅

専門部商科第三年級

特別賞品受領者 河合 健三 優等生 石田 謹吾

優等生 塩満幸平次 優等生 佐藤 竜三

専門部法科第二年級

給費生 三宮 亦男 特待生 竹野竹三郎

優等生 井上豊太郎 優等生 小島 常世

大学部経済科第二年級

優等生 松岡 一衛

専門部経済科第二年級

給費生 大内田吉五郎 優等生 土岐 利彦

優等生 長田 盛義 優等生 清水 祿造

大学部商科第二年級

給費生 柴山 正男 特待生 飯田 規一

優等生 戸田 正気 優等生 佐々木智一

専門部法科第一年級

給費生 鈴木 梶江 優等生 伊藤 淳助

優等生 黒田 常助 優等生 藤村 英

優等生 天野 義男 優等生 杉山 基次

優等生 柴田甲四郎

専門部経済科第一年級

優等生 本宮 一男

優等生 中村 格郎

大学部商科第一年級

給費生 小田 一行

優等生 鷹野 茂雄

優等生 足立 竜栄

専門部商科第一年級

給費生 棚瀬 重雄

優等生 室岡保二郎

実業同窓会特別賞品受領者

専門部商科三年級 河合 健三

実業同窓会賞品受領者

大学部商科二年級 柴山 正男

大学部商科一年級 小田 一行

専門部商科一年級 棚瀬 重雄

○学年試験問題 去る六月十五日より開始同二十六日を以て終了したる大正四年度学年試験問題は左の如し

法科第一年級

憲法 (美濃部講師出題)

一 皇室典範ノ性質ヲ論ス

二 内閣ノ国法上ノ地位ヲ論ス

三 司法権ノ独立ヲ論ス

四 緊急勅令ノ性質及発布ノ要件ヲ論ス

右ノ中任意ノ三問ヲ選択スヘシ

憲法 (上杉講師出題)

一 大日本帝国憲法制定ノ趣旨

二 法律ト勅令トノ関係

刑法総論 (大場講師出題)

一 刑法ノ目的ヲ略示セヨ

二 犯罪構成ノ要素ヲ図解セヨ

刑法総論 (泉二講師出題)

一 緊急防衛ト緊急避難トノ異同ヲ説明ス可シ

二 併合罪ト累犯トノ異同ヲ説明ス可シ

民法総論 (嘉山講師出題)

一 法律事実タル行為ノ種類ヲ挙ケテ其間ノ異同ヲ説明スヘシ

二 純粹随意条件ノ効力如何

物権法第一部 (仁井田講師出題)

一 物権ノ性質ヲ説明スヘシ

二 地役権ト所有権トノ関係ヲ説明スヘシ

物権法第一部 (西川講師出題)

一 不動産物権ノ取得ニ付キ仮登記ヲ為シタルトキ之ヲ以テ第一三者ニ対抗スルコトヲ得ヘキヤ

二 占有権ト所有権トノ區別如何

三 共有物ハ如何ニシテ之ヲ分割スルカ

債権総論 (須賀講師出題)

一 債権者遲滞ノ要件及ヒ其効果ヲ説明スヘシ

二 「賠償額ノ予定ハ履行又ハ解除ノ請求ヲ妨ケス」ト謂フコトノ意義ヲ解釈スヘシ

親族法 (牧野講師出題)

一 入夫ハ隠居ヲ為サス直チニ離婚スルコトヲ得ルヤ否

二 夫ハ妻ノ私生子ヲ養子ト為シタル後之ヲ認知スルコトヲ得ルヤ否

経済学 (金井講師出題)

- 一 取引ノ種類ヲ弁別スヘシ
 - 二 需要ト供給トノ意義ヲ明カニスヘシ
- 附、兩者ノ多少ト物価トノ間ニ相互反応的關係アルヲ略述スヘシ

経済学 (杉講師出題)

- 一 効用漸減ノ法則トハ何ソ
 - 二 戦争ハ経済上ニ如何ナル影響ヲ及ボスヤ
 - 三 賃銀ト労働者ノ生活程度トノ關係ヲ説明セヨ
- 右ノ内二題ヲ選択シテ答フヘシ

和文英訳 (片山(寛) 講師出題)

身体ノ健康ハ人間第一ノ幸福テ最モ大ナル財産デアリマス、子供ノ時ニ運動ヲ好ムト好マヌトハ成人ノ後ニ健康ト不健康トニ分レルノデアリマスカラ親達ハ最モ此点ニ気ヲツケテ食物ハ云フマテモ無く衣服モ成ルヘク子供ノ運動ニ適フヤウ工風サレルノカ肝腎デアリマス

コンモンロー (二上講師出題)

- (1) a) What is meant by common law?
b) What is equity? How has it grown up?
- (2) Define

a) estoppel

b) letting and hiring

c) heir

d) abnormal property

(3) Explain the nature of estates and give their complete classification.

(4) To what extent is a person held responsible for his unlawful act when it is neither non-payment of money nor a breach of contract?

(5) Discuss

a) Lord Campbell's Act

b) Statute of Mortmain

c) *dammum emargens* and *lucrum cessans*

独逸刑法 (武田講師出題)

- 一 絶対主義ノ意義及ビ之ニ屬スル学説ヲ問フ
- 二 左ノ独文ヲ訳スヘシ

Die strafe ist ein Uebel, das jemandem wegen eines vorherigen rechtswidrigen Verhaltens auferlegt wird. "Rechtswidrig" ist begrifflich alles, was *contra jus* ist. Das heutige Recht scheidet aber eine Reihe von Ungehörigkeiten wegen ihrer geringen Wichtigkeit aus (z. B. Nichterfüllung der Zeugnispflicht im Prozess, Ungebühr bei Gerichtsverhandlungen), indem es sie als blosser "Ordnungswidrigkeiten" bezeichnet und mit einer blossen "Ordnungsstrafe" belegt.

独逸民法 (春木講師出題)

Fragen über den Allgemeinen Theil des Deutschen Bürger-

lichen Rechts für die Herren Studirenden des ersten Jahres.

(Man darf auf deutsch oder auf japanisch antworten.)

1. Man erkläre den Spruch:

“Monstra und Hermaphroditen

leben nur im Reich der Mythen.”

2. Welche Rechte hat der Berechtigte bei der Verletzung seines Namensrechts?

3. Welchen Wohnsitz hat ein Minderjähriges Kind, wenn der Vater es mit seiner Mutter verlässt und anderswo einen Wohnsitz begründet? (Die Antwort soll mit Gründen versehen werden.)

法科第二級

刑法各論 (谷野講師出題)

一 住居ヲ侵ス罪ノ概念ヲ説ク可シ

二 甲乙共謀シテ丁ヲ殴打スル際丙亦突然犯意ヲ生シ丁ヲ殴打シタル其後丁ハ一個ノ傷害ヲ受ケ居ルコトヲ発見シタリ甲乙丙ノ傷害ニ対スル罪責如何

刑法各論 (大場講師出題)

一 財産ニ対スル罪ノ分類ヲ表ヲ以テ示スヘシ (説明ヲ附スルヲ禁ス)

二 窃盜罪ノ定義ヲ与フヘシ

物權法第二部 (富井講師出題)

一 占有ノ喪失ハ留置權及ヒ質權ニ如何ナル影響ヲ及ホスヤ

二 株式ノ質入ヲ以テ第三者ニ對抗スル要件如何

物權法第二部 (横田講師出題)

一 動産ノ先取特權者ハ權利ノ目的タル動産カ何人ノ手裏ニ歸スルモノニ対シテ優先權ヲ主張スルコトヲ得ルヤ

二 抵當權者カ利息其他ノ定期金ニ付キ抵當不動産上ニ權利ヲ行フニハ如何ナル制限条件ニ従フコトヲ要スルヤ

債權各論 (末弘講師出題)

一 甲ヨリ乙ニ対シテ賣買代金若干円ノ支払ヲ請求セリ然ルニ乙ハ甲カ未タ其賣買ノ目的物ヲ引渡スヘキ債務ヲ履行セサルコトヲ理由トシテ甲ノ請求ヲ拒絶セリ此場合ニ於ケル乙ノ拒絶ハ正当ナリヤ

尚訴訟ニ於テ裁判官乙ノ拒絶ヲ正当ト認メタルトキハ其為スヘキ判決ノ主文如何

二 買戻權行使ノ効果ヲ問フ

三 横浜ノ砂糖問屋甲東京ノ得意先乙砂糖商ヨリ代金ヲ示サスシテ特定ノ種類並ニ品等ノ砂糖若干量ノ注文ヲ受ケタルニヨリ代金ニ付キテノ問合セヲ為スコトナク直ニ之ヲ船積シテ發送セルニ途中暴風突發シテ船ハ迷ニ羽根田沖ニテ沈没シ砂糖ハ凡テ流出セリ依リテ甲ハ乙ニ対シテ發送當時ノ相場ニ從ヒテ代金若干円ノ支払ヲ請求セルニ乙ハ次ノ三個ノ理由ヲ以テ之ヲ拒絶セリ

イ 甲ハ乙ノ注文ニ対シ承諾ノ意思表示ヲ為サスシテ直ニ發送ヲ為セリ故ニ賣買ハ未タ成立セス

ロ 仮令發送ハ承諾ノ意思表示ヲ包含スルモノナリトスルモ代金ニ付キテハ甲乙共ニ何等ノ意思表示ヲ為シタルコトナ

シ故ニ売買ハ未タ成立セス

ハ 又仮令売買ハ成立シタリトスルモ甲未タ其債務ヲ履行セサルモノナレハ代金ヲ請求スルコト能ハス

乙ノ拒絶ハ正当ナリヤ

相統法 (島田講師出題)

一 隠居ニ因ル家督相統ノ効力ヲ説明セヨ

二 単純承認ト限定承認トノ差異ヲ説明セヨ

商法総則及商行為 (片山 (義勝) 講師出題)

甲問題

第一 会社カ甲乙丙三人ノ支配人共同シテ代理權ヲ行フヘキ旨ヲ定メ且之ヲ登記シタリ此場合ニ於テ

一 丙者洋行中ナルヲ以テ甲乙二人ハ止ムコトヲ得ス二人共同シテ質入証券ヲ他人ニ裏書セリ後日会社ハ質入証券所持人ニ對シテ裏書人トシテノ責任ナキコトヲ主張シタリ此主張ハ法律上正当ノ主張ナリヤ否ヤ

二 甲ハ專断ニテ甲乙丙三人ノ名義ニテ債務者ニ對シ時効中断ノ目的ヲ以テ請求ノ意思表示ヲ為セリ債務者ハ時効中断ノ効力ヲ生セスト主張セリ債務者ノ主張ハ法律上正当ノ主張ナルヤ否ヤ (乙ト丙トハ俱ニ洋行中ニテ此事ヲ知ラス)

三 甲ハ專断ニテ前項ト同一ノ意思表示ヲ為セリ但シ自己一人ノ名義ヲ以テ之ヲ為セリ債務者ハ時効中断ノ効力ヲ生セスト主張セリ債務者ノ主張ハ法律上正当ノ主張ナリヤ否ヤ

(甲ハ意思表示ノ後遲滞ナク乙及丙ノ同意ヲ得タリ)

(注意) 断定ノミヲ記載シタルモノハ零點トス必ス理由ノ説

明ヲ要ス

第二 交互計算ノ当事者タルモノカ其營業ヲ第三者ニ讓渡シタルトキハ交互計算ノ關係ニ如何ナル影響ヲ及ホスモノナリヤ

乙問題

第一 甲呉服会社ハ其京都支店ノ營業ヲ乙呉服会社 (答案ニハ甲会社又ハ乙会社或ハ甲社又ハ乙社ト略記スルヲ妨ケス) ニ讓渡シタリ此場合ニ於テ乙呉服会社ハ京都ニハ何等ノ營業上ノ設備ヲ施サスシテ大阪ニ本店ヲ設ケ神戸ニ支店ヲ設ケタリ然ルニ

一 甲呉服会社ハ盛ニ代理店ヲ京都市ニ設ケテ營業ヲ為セリ乙会社ハ之ニ對シテ其代理店ノ廢止ヲ甲会社ニ請求シタリ甲会社ハ代理店ヲ廢止セサルヘカラサルヤ

二 甲呉服会社ハ京都市ニ於テハ絶対的ニ營業ヲ廢止シ盛ニ神戸市ニ於テ支店ヲ設ケテ營業ヲ為セリ乙会社ハ之ニ對シテ其支店廢止ヲ甲会社ニ請求シタリ甲会社ハ支店ヲ廢止セサルヘカラサルヤ

(注意) 甲問題ノ第一ト同一ノ注意ヲ要ス尚本問ノ場合ニ於テ甲会社ハ不正ノ競争ノ目的ヲ以テシタルモノニアラサルコトヲ前提トス

第二 匿名組合契約ノ当事者タル營業者カ其營業ヲ他人ニ讓渡シタルトキハ如何ナル影響ヲ匿名組合契約ニ及ホスモノナリヤ

注意 甲ノ問題ト乙ノ問題トノ中ニ付キ其一ヲ撰フヘシ而シテ答案ノ姓名ノ上部ニ自己ノ撰ヒタル所ニ從ヒ「甲」又ハ

「乙」ノ文字ヲ記載スヘシ

会社法（松本講師出題）

一 社員ノ持分トハ何ソ

二 株式会社ノ貸借対照表ニ付テ知ル所ヲ述フヘシ

会社法（佐竹講師出題）

一 株式引受ノ性質ヲ述ヘヨ

二 合名会社ノ社員カ会社債権者ナルトキ他ノ社員ハ之ニ対シ

連帯無限ノ責任アリヤ

手形法（須賀講師出題）

一 甲振出乙、丙裏書ニ係ル約束手形ノ所持人丁ハ左ノ場合ニ

於テ手形上ノ権利ヲ有スヘキヤ

イ 振出人甲カ振出ノ際其手形ニ裏書ヲ禁止スル旨ヲ記載シ

オキタル場合

ロ 裏書人乙カ裏書ヲ為スニ当リ其手形ニ爾後裏書ヲ禁止ス

ル旨ヲ記載シオキタル場合

二 保証人及ヒ参加引受人ノ権利義務ヲ比較シ其差異ヲ説明ス

ヘシ

手形法（片山（義勝）講師出題）

甲問題

第一 為替手形ニ於テ左ノ者ヲ予備支払人ト為シタルトキハ其

予備支払人ハ有効ナリヤ無効ナリヤ

一 振出人

二 支払人

三 引受人

（注意、理由ノ説明ヲ要ス）

第二 小切手保証ノ法律上ノ効力如何

乙問題

第一 單純ナラサル参加引受ノ法律上ノ効力如何

第二 一部裏書、一部引受及一部支払ハ法律上有効ナリヤ無効

ナリヤ理由ヲ附シテ説明スヘシ

注意 商法総則及商行為問題ト同シ

民事訴訟法第一編（岩田講師出題）

一 訴訟代理人ノ権限ヲ説明スヘシ

二 原状回復ノ意義ヲ説明スヘシ

民事訴訟法第一編（前田講師出題）

一 訴訟告知ノ効力如何

二 原告若クハ被告ノ死亡後ニ於ケル訴訟ノ経過如何

右ノ内一題選択ノ事

刑事訴訟法（林講師出題）

一 土地管轄ニ関スル法則ヲ説明スヘシ

二 親告罪ニ対スル告訴ノ権利ハ予メ之ヲ抛棄スルコトヲ得ル

ヤ

三 裁判ニ対スル不服申立ノ方法ヲ概説スヘシ

国際公法（中村講師出題）

一 輸出禁止品トハ何ソヤ、戦時禁制品トハ何ソヤ

二 先占ニ因ル領地ノ取得ヲ説明セヨ

国際公法（平時ノ分）（立講師出題）

一 左ノ二語ヲ簡明ニ説明スヘシ

(イ) 治外法権

(ロ) 公海ノ自由

二 裁判官ハ明白ニ国際法ノ規則ニ違反スルノ結果ヲ生スヘキ法律ノ規定ヲ適用セサルヘカラサルヤ否ヤ

国際公法(戦時ノ分) (遠藤講師出題)

絶対的戦時禁制品ト条件附戦時禁制品トノ區別ヲ説明セヨ

民事実習(三橋講師出題)

甲者友人乙者ヨリ金銭ノ融通ヲ申込マレ之ヲ承諾セシモ自己ノ名義ニテ貸与スルトキハ後日取立ニ困難ナル事情アルトコロヨリシテ擅ニ妻ノ名義ヲ用井テ金一千円ヲ乙者ニ貸与シタリ其後甲者ハ妻ノ名義ニテ右一千円ノ貸金債権ヲ丙者ニ譲渡セシカ乙者ハ甲者ノ妻ハ元來債権者ニ非サル故同人ヨリ讓受ケタリト称スル丙者ハ亦債権者タラストテ丙者ニ対シテハ弁済ヲ為サス右ハ正当ナリヤ

刑事実習(林講師出題)

甲者乙者ヨリ凌辱ヲ受ケタルヨリ之カ復仇ノ策ヲ案シテ乙ノ住宅附近ヲ徘徊セルニ偶々丙ナル者乙ノ家ニ放火セムトシ石油ヲ注キ居リタルヨリ之ヲ幫助スルノ意ヲ以テ所持ノ燐寸ヲ供与シタリ茲ニ於テ丙ハ該燐寸ヲ使用シテ放火ヲ遂ケタリ然ルニ丙ハ全ク狂人ニシテ責任能ナカリシ者ナリト云フ甲ノ刑事上ノ責任如何

和文英訳(岡田講師出題)

一 今日二十四日ニ東京市会カ東京鉄道会社ノ提出シタ乗車賃ヲ一錢上ケテ五錢トナスノミナラス其上ニ乗換毎ニ乗客ニ一

錢ヲ増課スルノ請願ニ協賛ヲ与ヘタト云フコトハ多数ノ人ノ理解シ得ナイ所テス

二 太田法学士ハ先月上旬交番ノ横町ノ八百屋ノ隣ニ弁護士事務所ヲ開イタカマダ誰レモ弁護ヲ頼ミニ来タモノハナイサウテス然シ真面目ナ勉強家タカラ数ヶ月中ニハ大ヒニ忙ハシクナルタラウト思ヒマス

英文和訳(岡田講師出題)

(1) Meanwhile, and behind all this activity, brute terrors, like scurrying of rats in a deserted attic, filled the more remote chambers of his brain with riot; the hand of the constable would fall heavy on his shoulder, and his nerves would jerk like a hooked fish; or he beheld, in galloping defile, the dock, the prison, the gallows and black coffin.

(2) We all are apt to see only at our neighbor's shoulder the fate which stands invisibly behind our own, very few minds, and under very rare circumstances, are haunted by the strongly impressed dread which is, in fact, the unrecognized truth of all life;—that every minute is a "no more."

英国契約法(馬場(愿治)講師出題)

(I) Lay down two main rules which govern the construction of the terms of contract.

(II) Does a contract impose a duty on third parties?

Explain briefly the case of Lumley v. Gye.

(III) Translate into Japanese the following phrase:—"It remains

to consider whether a party to an illegal contract can under any circumstances make it a cause of action. The rule is clear that a party to such a contract cannot come into a Court of Law and ask to have his illegal objects carried out; nor can he set up a case in which he must necessarily disclose an illegal purpose as the groundwork of his claim; and this rule holds although neither party had any intention of breaking the law.

The rule is expressed in the maxim, in *pari delicto potior est conditio defendentis.*"

英國法原典 (梨田巖田監)

1) Explain the following terms:—

- a. Civil wrongs b. Remedy c. Works of necessity
- d. Private defence e. Master and servant

2) Translate the following sentences into Japanese:—The law of torts is a collective name for the rules governing many species of liability which have certain broad features in common, and are enforced by the same kind of legal process. All members of civilized commonwealth are under a general duty to do no harm to their neighbours without legal cause or excuse. Breach of this duty will entitle someone to bring an action for redress.

3) Define 'nominal,' 'ordinary' and 'exemplary' damages.

独逸民法 (春木講師出題)

Fragen über die Allgemeinen Lehren des deutschen Schuldrechts für die Herren Studirenden des zweiten Jahres.
(Man darf auf deutsch oder auf Japanisch antworten.)

1. Was bedeutet die sogenannte indirekte Verpflichtung?
2. A gewinnt durch sein Pferd einen Rennpreis von 1000MK.; dies war aber nur dadurch möglich, dass der Reiter, A, Befehl zuwider, das Pferd überanstreugt hat; das Pferd geht infolge der überanstrengung ein. Darf der Reiter, wenn A von ihm den Wert des Pferdes ersetzt verlangt, die gewonnenen 1000 MK. abziehen?

(Die Antwort soll mit Gründen versehen werden.)

3. A verspricht der B. die Ehe und verpflichtet sich für den Fall, dass er dies Gelöbnis nicht erfüllt, zu einer Strafe von 1000 MK.

Ist der Strafanspruch gültig? (Die Antwort soll mit Gründen versehen werden.)

独逸民法 (太田 (嘉太郎) 講師出題)

- (1) Die Handlungsvollmacht ist eine allen Kaufleuten zugängliche, die Prokura eine nur auf Vollkaufleute beschränkte Vollmacht. Die Handlungsvollmacht hebt sich nur in Einzelheiten von der bürgerlichen Vollmacht ab, die Prokura entfernt sich weit von letzterer, sie verhält sich zur bürgerlichen Vollmacht wie der Wechsel zum Schuldschein; sie ist ein schneidendes, aber auch gefährliches Formalinstitut.

(以上日本文ニ訳スヘシ)

(2) Was ist der Handlungsagentur ? (以上日本文文ノ独逸文ヲ

以テ解答スヘシ)

法科第三年級

行政法 (太田 (嘉太郎) 講師出題)

左ノ三題中二題ヲ選ミ解答スヘシ

一 官吏及市町村吏員ノ性質ヲ比較説明スヘシ

二 行政裁判ノ判決及行政訴訟願ノ裁決ノ性質及効力ヲ比較説明

スヘシ

三 官廳及營造物ノ性質ヲ比較説明スヘシ

行政法 (阿部 (寿準) 講師出題)

一 左ノ問題ノ中ヨリ一問ヲ選択シテ答ヘヨ

イ 許可ト認可トノ區別ヲ論ス

ロ 行政契約 (公法上ノ契約) ヲ論ス

ハ 自治体ノ固有事務及委任事務ヲ論ス

二 左ノ問題ノ中ヨリ一問ヲ選択シテ答ヘヨ

イ 代執行ヲ論ス

ロ 行政機関ノ間ノ権限ノ争ハ現行法ニ於テハ如何ニシテ決

セラルルヤ

ハ 營造物ノ主体ヲ論ス

保険法 (青山講師出題)

一 保険価額ト保険金額、保険期間ト保険契約期間トノ差別

二 損害防止ノ義務ニ就テ左ノ二点ニ答ヘヨ

(イ) 義務ノ負担者ハ何人ナリヤ

(ロ) 防止ノ費用ハ何人カ負担スヘキカ尚ホ防止其功ヲ奏セザ

リシ場合ニ於テハ如何

三 保険者ハ如何ナル場合ニ於テ保険料返還ノ義務ヲ負担スヘ

キヤ

四 保険契約者被保険者並ニ保険者ニ於テ共ニ危険ノ増加シタ

ルヲ知ラス然ルニ危険事故ノ発生スルニ遭フテ被保険物ハ全

滅シタリ保険者其期ニ臨ミテ危険ノ増加シタリシ事実ヲ覚知

シ從テ契約ヲ解除セントス保険者ハ契約ヲ解除シ以テ損害填

補ノ責任ヲ免ルルコトヲ得ルヤ

五 損害保険ト生命保険トノ區別

以上五題中二題選択ノ事

海商法 (市村講師出題)

一 船舶所有者カ保険金ヲ受取ランカ為メ保険者ニ対シテ委付

ヲ為シタル後ニ於テ商法第五百四十四条ノ債権者ヨリ巨額ノ

請求ヲ受ケタリト云フ此場合ニ我商法ニヨリ船舶所有者ハ免

責ノ手段アリヤ

二 曳船契約ハ運送契約ナルヲ普通トスルヤ

破産法 (遠藤講師出題)

一 破産原因ヲ説明スヘシ

二 別除権取戻権ノ區別ヲ説明スヘシ

三 破産財団ノ範圍ニ関スル独逸主義及羅馬主義ノ利害ヲ論評

シヘシ

四 債務者ハ自己ノ申立ニ因ル破産宣告ノ決定ニ対シ不服ヲ申

立テ得ルカ

以上四題中三題ヲ選択シテ答案ヲ認ムルコト

民事訴訟法(第二編乃至第五編)(菅原講師出題)

- 一 中間確定ノ訴ノ適法要件ヲ論スヘシ
 - 二 証書ノ形式的証拠力及實質的証拠力トハ何ソヤ
- 民事訴訟法(第二編乃至第五編)(前田講師出題)
- 一 裁判所ニ顯著ナル事實ニ付キテ説明スヘシ
 - 二 控訴審ニ於ケル終局判決ヲ挙示シ其意義ヲ説明スヘシ
- 右ノ内一題選択ノ事

民事訴訟法(第六編乃至第八編)

(阿部(文二郎)講師出題)

- 一 執行機関ハ職權ヲ以テ執行手続ヲ開始スルコトヲ得ルヤ
 - 二 執行手続ニ於ケル当事者ヲ何ト云フヤ
 - 三 債務名義ノ意義
 - 四 確認判決ハ債務名義トナルコトヲ得ルヤ
 - 五 執行文ハ何人ニ於テ之ヲ付与スルヤ
 - 六 羅馬法ニ於ケル差押ノ目的物ノ順位如何
 - 七 仮差押ノ本案ノ裁判所トハ何ソ
 - 八 公示催告ノ本質
 - 九 仲裁判断ハ何時法律上存在スルニ至ルヤ
 - 十 執行力アル判決ノ正本ト判決ノ執行力アル正本トノ差異
- 国際私法(山田講師出題)
- 一 婚姻成立ノ準拠法ヲ述ヘヨ
 - 二 手形行為ノ効力ハ何レノ法律ニ依リテ之ヲ定ムヘキカ
- 国際私法(二上講師出題)

一 内国法ノ強行規定ニ反スル外国法ノ規定ヲ準拠法トスヘキ場合如何

- 二 債權の契約ノ成立及ヒ効力ハ何国ノ法律ニ依ルヘキヤ
- 三 船舶衝突ノ国際私法關係ヲ論スヘシ

財政学(馬場(鉄一)講師出題)

- 一 中央政府ト地方政府ト各財源ヲ異ニスヘキカ
- 二 国債ノ価格ノ変動カ財政上ニ及ホス影響如何

民事実習(三橋講師出題)

甲者乙者ヨリ金壹千円ヲ借受ケ更ニ丙者ト或地所ノ売買契約ヲ為シ其内金トシテ右ノ壹千円ヲ丙者ニ交付セシカ後日ニ至リ甲乙間ノ貸借、甲丙間ノ売買孰レモ要素ニ錯誤アリテ無効ナルコト判明セリ斯ル場合ニ乙者ヨリ丙者ニ対シ不当利得ヲ原因トシテ右壹千円ノ返還ヲ請求シ得ルヤ

刑事実習(林講師出題)

甲者肺患ニ罹リ余命長カラサルヲ察シ其子乙ノ為メニ利ヲ得セシメンムト企テ該疾病ヲ隠蔽シ乙ヲ保險金受取人ト定メテ某会社ト生命保険契約ヲ締結シタル所果シテ数月ノ後死亡シタリ茲ニ於テ乙ハ其情ヲ知り乍ラ当該会社ニ請求シテ保險金額ノ支払ヲ受ケタリト云フ

乙ハ刑事上ノ責任アリヤ如何

和文英訳(清水講師出題)

日本品非買同盟

(六月十三日午前発)

当地商務總會ハ本月初旬ヨリ国産奨励ヲ標榜シ暗ニ日貨非買同

盟ヲ為シ之ヲ犯スモノハ五百元ノ違約金ヲ徴スルノ密約ヲ結ビ居ルモ之カ実行ト継続ハ頗ル困難ニシテ日貨排斥ノ傾向ハ未タ微微タルモノニシテ貿易上何等影響ヲ受ケス僅ニ雜貨売業商カ若干ノ打撃ヲ被レルノミナリトス尤モ時恰モ夏作收穫期ニシテ田舎方面ヨリ仕入レ客ノ足絶エタル一方商家ハ陰曆端午節ニ迫リ居ル為メ棚卸シ決算等ニテ一般商取引閑散ニシテ荷動キ殆ト絶無ナルハ事実ナリ

聴取 (清水講師出題)

(1) Uneasy reports continue to be received from important towns along the Yangtze. The anti-Japanese campaign which has its centre in Hankow is vigorously carried on. The officials are ostensibly trying to suppress the movement, but the ringleaders are still at large, and it is evident that no attempt is being made on the part of the Government authorities to exterminate the agitation by arresting the ringleaders.

(2) "Let us think of America before we think of Europe, in order that America may be fit to be Europe's friend when the day of tested friendship comes. The test of friendship is not now sympathy with the one side or the other, but getting ready to help both sides when the struggle is over.

"The basis of neutrality, gentlemen, is not indifference; it is not self-interest. The basis of neutrality is sympathy for mankind. It is fairness; it is good will at bottom; it is impartiality of spirit and of judgment.

"I wish that all of our fellow citizens could realize that. There is in some quarters a disposition to create distempers in this body politic. Men are even uttering slanders against the United States, as if to excite her. Men are saying that if we should go to war upon either side there will be a divided America—an abominable libel of ignorance!

英国会社法 (伊藤 (佛治) 講師出題)

Paraphrase the following sentences

1. Preference shares are those upon which a dividend must be paid out of the profits of the company before the other shareholders receive anything. The holder of such shares may or may not be in a better position than the ordinary shareholder.

2. The liability for the payment of a call rests primarily upon the registered holder of the shares upon the date when the call is made.

英国手形法及動産売買法 (土方講師出題)

左ノ法文ヲ意訳スヘシ

Bill of Exchange Act

S.21 (1)

S.43 (2)

S.74 (1)

Sale of Goods Act

S.20

S.44

1. What was the liability of a common carrier at common law, and how has it been modified by statute?

2. What is the general average loss?

3. Distinguish between

(1) letting of the ship and charter party,

(2) demurrage and detention.

独逸憲法 (長島講師出題)

次ノ独逸文ヲ日本語ニ訳スヘシ

(1) Bernatzik erklärt in anerkannter Weise für den Monarchiebegriff die Zahl der Herrscher als vollständig irrelevant. Monarchie ist nach ihm jener Staat, in welchem das oberste Organ ein eigenes Recht auf diese Organstellung besitzt, die Herrschaft selbst ein zwischen Staat und Monarchie geteiltes Gesamtrecht ist, Republik jener Staat, wo der Inhaber des höchsten Amtes nur Beauftragter des Staates, wo also der höchste Magistrat nur staatliches Organ ist.

(2) Wenn wir die heutige Kulturwelt überblicken, so finden wir in ihr Monarchien und Demokratien. Doch ist auf den ersten Blick klar, dass eine Reihe der früheren Zeiten wohlbekannteren Staatsformen teils ganz fehlt, teils nur in Rudimenten vorhanden ist.

(3) "So ergibt sich auf diesem Gebiete die höchst eigentümliche

Erscheinung "— sagt Händel—" dass ein Satz als Verfassungssatz ausgesprochen werden muss, der nicht nur in dem gegenwärtigen Texte der Reichsverfassung nicht enthalten ist, sondern demselben geradezu widerspricht."

経済科第一年級

貨幣論 (富田講師出題)

一 兌換券ノ発行ニ付キ単一銀行發行法ノ得失ヲ論シ各国ノ実

例ヲ説明ス可シ

二 左ノ語ヲ説明ス可シ

イ 秤量貨幣制度

ロ 本位貨幣

統計学 (三浦講師出題)

一 加重平均数ノ性質及用途ヲ問フ

二 風土ト死亡率トノ関係ヲ問フ

三 国民ノ富力ヲ調査スルニハ如何ナル方法ヲ以テ最モ便トス

ルヤ

簿記 (太田 (哲三) 講師出題)

一 次ノ取引ニ就キ支取帳ヲ作成セヨ

六月拾日 木村商店ヨリ次ノ通り買入レ、代金ノ内壹千円也

本日附式拾日期日ノ約束手形振出シ残額ハ第一銀行宛小切

手ニテ支払フ。

模造紙 五百圓 壹圓 金貳円五拾錢替

右商品持込料金五円也現金ニテ支払フ

六月拾五日 六月拾日買入商品 (前記) 当店、当地月岡商店

及ヒ名古屋村田商店ノ組合商品トシテ村田商店ニ積送ス。

損益ハ当店、村田商店各五分二、月岡商店五分一ノ約

尚右商品積送ニ付運賃五拾円現金ニテ支払フ

六月式拾六日 村田商店ヨリ売上計算書廻送シ来ル。

一金壹千六百円也 総売上高、内原価諸掛金壹千參百五円也。村田商店諸掛、持込料拾円、倉敷料式拾円手数料八拾円(五分) 合計金壹千四百拾五円也。差引金壹百八拾五円也。 前項ノ通り分担ス。

同日村田商店ヨリ手取高ニ対シ、当地花田商店宛為替手形

送附シ来ル依テ即時呈示シテ引受サル。期日七月拾日

六月參拾日 兼テ月岡商店ヨリ裏書譲受セル当地吉野商店振出約束手形金五百円也期日ニ付支払人ニ呈示シ、支払拒絶サル。依テ直二月岡商店ニ償還請求ヲナス。諸費用現金支払金貳円五拾錢也

二 次ノ勘定科目ヲ説明スヘシ。

売買勘定、未経過保険料、商品売買損益、未決算、未払込株金(又ハ未払込資本金)

商業地理(田中講師出題)

一 イギリスニ於ケル工業ノ特徴ヲ論シ且ツ其主要工業地ニケ

所ヲ指摘シ其工業ノ種類ヲ附記スヘシ

二 ドイツニ於ケル三大工業地ノ分布ヲ論シ更ニライン、ウエ

ストバリエン工業地殊ニエセン工場ニツキ記述セヨ

三 合衆国ニ於ケル人口密度ノ重心点及ヒ各種産業中心ノ西漸

ニツキ知ル所ヲ記セ

注意 第一、第二問ハ其中ノ一問ヲ選ビ答案ヲ草スヘシ

社会学(滝村講師出題)

一 社会的現象ニノ特質

二 土地ノ能力

三 合力作用(Synergy)トハ何ノ是ヲ社会現象ニ引例シテ説明セヨ

四 美的要求ノ発動過程ノ概略

英語経済(荻野講師出題)

1. Define economics and briefly describe it's relation to law, politics, history and sociology.

2. Explain very briefly the following terms: Utility, factory system, elasticity of demand, localization of industry, gold point, laissez-faire.

3. What are the chief advantages of corporations from business man's point of view?

4. To what extent is the infant industry argument true?

5. Point out principal differences between labor and commodity, and their consequences.

以上五問中三問選択ノコト、但第二問ハ必ス之ヲ答フヘシ

経済学 (杉講師出題)

民法総論 (嘉山講師出題)

物権法第一部 (西川講師出題)

債権総論 (須賀講師出題)

憲法 (上杉講師出題)

和文英訳 (片山講師出題)

右六科目ハ法科第一級ノモノニ同シ

経済科第二級

交通政策 (堀講師出題)

一 遠距離ノ運賃率ハ近距離運賃率ヨリ比較的低廉ナル理由如何

二 交通集約法則ヲ説明スヘシ

簿記 (太田 (哲三) 講師出題)

一次ノ取引ニ就キ日記帳ヲ作成ス可シ。

大正四年六月式拾式日

○春野花太郎ノ振出小切手#10金五百円也、支払保証ス。但同人当座勘定尻貸方式百円、貸越極度壹千円也。

○夏草茂ノ依頼ニヨリ大阪浪速銀行ニ送金為替#70取組ム、金七百円也。右当行宛星野一郎振出小切手#10金式百円。第一

銀行宛預金手形#73四百九拾参円。及現金七円式拾銭受取 (内式拾銭手数料)。秋月潔小口当座預金トシテ、名古屋共

産銀行宛保証小切手#18金式百五拾円也預ル

○共産銀行ヨリ為替取組#58ノ通知アリ、(支、送、手勘定)

受取人村上三吉、(依頼人山本二郎金参千五百円也)

○冬山皓ノ依頼ニヨリ次ノ手形ヲ割引 (#77) シ、手取金ノ内参百円浪速銀行宛送金取組#71 (受取人村田初) 残額ヲ同人

当座預金トス。約束手形#73同人振出当行宛、本日附七月一日期日、金七百円也。割引日歩式錢五厘、送金手数料拾五

錢

○本日交換所計算次ノ通り。

持出手形。第一銀行宛預金手形四百九拾参円。

受入手形。共産振出支送手#38金参千五百円也。冬山皓当座

小切手#108金参百円也

(前日現金繰越高参万五千式百円也)

二月計表 (総勘定元帳合計残高表) 作成法並ニ其性質等ヲ詳述ス可シ

商業通論 (古館講師出題)

一 商業経営上個人ト会社トノ異ナル点並ニ其長短ニツキ比較論評セヨ

二 左ノ事項ヲ説明セヨ

a 取引所ノ効益

b 手形交換所ノ機能

政治史 (稲田講師出題)

一 武人政治トハ何ソヤ

二 豊臣氏朝鮮征伐ヲ論評スヘシ

三 封建政治終結ノ理由

四 明治初年ノ政局

五 我国ノ政党発達ノ次第ヲ略説スヘシ

六 我内閣制度ノ沿革

以上六題中ヨリ任意ニ二題ヲ択ヒテ解答スヘシ

貨幣論 (鶴見講師出題)

Answer the following questions in English.

1. What are the qualities of the material of money? Give a brief

explanation about each of them.

2. Explain the following words:—

a) Gresham's Law,

b) Token money,

c) The Double standard.

銀行論 (中島講師出題)

(1) What is bank?

(2) Is there any difference between a private banker and an incorporated bank?

(3) Define "discount" "loan" "deposit" and "issue of note."

(4) Describe the use of check.

(5) What do you mean by the word "reserve" in banking?

物權法第二部

(横田講師出題)

債權各論

(末弘講師出題)

商法総則及商行為

(片山講師出題)

会社法

(佐竹講師出題)

手形法

(片山講師出題)

国際公法

(立講師及遠藤講師出題)

和文英訳及英文和訳

(岡田講師出題)

右七科目ハ法科第二年級ノモノニ同シ

経済科第三年級

銀行論 (杉講師出題)

一 正貨準備及保証準備トハ何ソ

二 預金業ノ必要ヲ論セヨ

三 勸業債券ト興業債券トノ異同ヲ弁明セヨ

右ノ内二題ヲ選択シテ答フヘシ

商業政策 (渡部講師出題)

左ノ三問中二問ヲ選択スヘシ

一 商工保護貿易主義ノ商業政策上ニ於ケル価値ヲ論セヨ

二 英本国ト其植民地トノ間ノ特惠関税ノ論拠及ヒ其反對論ヲ

述ヘヨ

三 近時ニ於ケル英国ノ帝国主義、米国ノ全米主義及ヒ独国ノ

世界政策ノ由来及ヒ理想ヲ説明セヨ

植民政策 (河津講師出題)

一 植民ノ種類ヲ挙ケ其特色ヲ略述ス可シ

二 植民地ノ租税制度ヲ論ス可シ

社会及工業政策 (桑田講師出題)

一 産業集中ノ法則ヲ批評セヨ

二 同業組合ト「カルテル」「トラスト」産業組合ノ區別如何

三 労働保険ニ於ケル強制及ヒ工業調停ニ於ケル強制ノ意義ヲ

説明スヘシ

計理学 (太田 (哲三) 講師出題)

一 積立金ノ性質ヲ述ヘ減債基金トノ関係ヲ論セヨ

二 貸借対照表作成上ノ注意

政治学 (稲田講師出題)

一 国家ノ定義ヲ示シ其要素ヲ略説スヘシ

二 人口分配ニ関スル得失如何

三 内閣制ヲ類別シ且論評スヘシ

- 四 二院制度ノ理由
- 五 選挙投票強制ノ当否
- 六 民意代表ノ原則

以上六題中ヨリ任意ニ二題ヲ択ヒテ解答スヘシ

インダストリー (太田 (哲三) 講師出題)

次ノ個所ヲ精読シ大意ヲ翻訳スヘシ

British Industry ed. by Ashley.

P. 75 An important modern feature of raw cotton trade.....

This process, as well as that employed by merchant-importers, is called "hedging" P. 77.

- 財政学 (馬場講師出題)
- 保険法 (青山講師出題)
- 海商法 (市村講師出題)
- 行政法 (阿部講師出題)
- 国際私法 (二上講師出題)
- 和文英訳及聴取 (清水講師出題)

右六科目ハ法科第三年級モノニ同シ

商科第一年級

(茂木講師出題)

- 一 委託品勘定、買付委託品勘定、積送品勘定ノ貸借ハ何ヲ表ハスヤ

- 二 現金出納帳ヲ仕訳帳ノ一部ニ用ヰタルトキ元帳ヘノ転記法如何

- 三 次ノ取引ヲ仕訳セヨ

- イ 商品ヲ掛ニテ買入レタルトキ
- ロ 商品ヲ売渡シ代金ヲ現金ニテ受取リタル為メ五分ノ割引ヲナシタルトキ

- ハ 仕入商品ノ一部ヲ売主ニ戻シタルトキ

- ニ 為替手形ヲ振出シタルトキ

- ホ 為替手形ノ引受ヲナシタルトキ

- ヘ 甲ハ乙丙兩人ト損益等分ノ約束ニテ組合ヲ結ビ乙ヨリ商

品壹千五百円ヲ受取り且ツ運賃壹百五十円ヲ支払ヒ

次ニ甲ハ右商品ヲ壹千八百円ニテ売渡シ某銀行宛小切手ヲ

受取リタルトキ

但シ (ヘ) ノ問題ハ分担式及全担式ノ記帳法ヲ示セ

取引所論 (河合講師出題)

- 一 定期取引ニ於ケル売繋トハ何ソヤ
 - 二 定期取引カ大量取引ナリトノ意義ヲ説明スヘシ
 - 三 定期取引ニ於ケル競売買ノ方法ヲ説明スヘシ
- 以上三問中二問ヲ選択スヘシ

商品学 (星野講師出題)

- 一 毛糸製造ノ原料トナル羊毛ノ種類並ニ其紡毛工程ヲ記セ
- 二 陶磁器ノ種類及其品位検定法ヲ略述セヨ

商業通論 (渡部講師出題)

左ノ三問中二問ヲ選択スヘシ

- 一 単独企業ノ共同企業ニ対スル長所ト短所及ヒ株式会社組織ノ他ノ会社組織ニ対スル長所ト短所ヲ記セヨ

- 二 産業組合及ヒ重要物産同業組合ノ性質及ヒ経済界ニ於ケル

効用ヲ記セヨ

三 倉庫業ノ業務ヲ記シ且ツ我倉庫証券制度並ニ其由来ヲ記セヨ

四

工業通論(松浦講師出題)

一 甲炭ノ代価ハ壹万斤金三十円乙炭ハ壹万斤金四十円ニシテ甲炭ノ成分ハ

$$S = 0.24 \text{ C} = 50.36 \text{ H} = 4.20 \text{ O} = 19.88$$

乙炭ノ成分ハ

$$S = 1.34 \text{ C} = 69.40 \text{ H} = 5.15 \text{ O} = .50 \text{ ナリ}$$

何レヲ燃料トシテ経済的トスルヤ

但シSハ硫黄分Cハ炭素分Hハ水素分Oハ酸素分ナリ

二 「ローワン」割増貸銀制度 (Rowan Premium System) ト

「ガント」賞与付貸銀制度 (Gantt Bonus System) トヲ比較

セヨ

三 東京市内ニ於ケル鉄道停車場ノ配置ニ就キテ意見ヲ述ヘヨ

四 原動機 (Prime mover) ノ種類ヲ挙ケ其用途ノ例ヲ示セ

商業算術 (伊藤 (万太郎) 講師出題)

1 定価ノ四分引ニテ売リ売価ノ五分ヲ諸雜費ニ支払ヒテ原価ニ割五分ヲ利セントスルニハ定価ヲ原価ノ幾割増ト為スヘキヤ

2 償還期限二十ヶ年ナル五分利附債権額面二千円ヲ買入シ

トス之ヲ年六分ノ利殖ノ目的ト為サンニハ買價ヲ幾何トスヘキヤ

$$\left(\frac{1}{1.06}\right)^{20} = 0.3118$$

3 左記ノ貸借ニツキ交互計算書ヲ作成セヨ

決算日 四年六月二十日

利率 日歩二錢

借方	中央商會	貸付
4 1/1 前期繰越	¥50.00	4 2/20 150.00
2/10 商品	200.00	3/10 手形一ヶ月
3/2 一ヶ月掛	450.00	後払 500.00
6/10 〃	300.00	6/20 〃 300.00

民法要論(西川講師出題)

一 法人トハ何ソヤ

二 左ノ意義ヲ説明セヨ

(イ) 相殺 (ロ) 混同

三 契約ハ如何ナル場合ニ解除スルコトヲ得ルヤ

英作文 (石川講師出題)

左記ノ文ヲ英訳スヘシ

一 右商品ハ凡テ鉄籠ヲ以テ堅固ニ荷造リノ上弊店ヨリ電報ニテ御断不申上候限り貴方送状面金額ニ希望利益一割ヲ加ヘタルモノニ対シ東京海上保険株式会社へ单独海損担保ノ条件ニ海上保険ヲ附セラレ度保険料ハ弊店ノ借方へ御記入ナシ置カレ度候尚前回御送付ノ分ハ丈尺相違致居リ迷惑仕候間此度ハ此点特ニ御注意被成下度奉願候

二 去四月二十二日御返済可被下筈ノ御用立金其後毎度御催促申上候ニ不拘未タ御約束御履行無之候為不一方迷惑致居候就テハ此処一週間内ニ御約束ノ通り日歩四錢ノ割ニテ延滞利子ト共ニ右元金御返済無之候ニ於テハ不本意ナカラ訴訟ノ手續

ヲ取り可申念ノ為メ此段申入置候

英文和訳 (片山 (寛) 講師出題)

The first great lesson a young man should learn, is, that he knows nothing; and that the earlier and more thoroughly this lesson is learned, the better it will be for his peace of mind, and his success in life. A young man bred at home and growing up in the light of parental admiration and fraternal pride, can not readily understand how it is, that every one else can be his equal in talent and acquisition. If bred in the country, he seeks the life of the town, he will very early obtain an idea of his insignificance.

和文英訳 (片山 (寛) 講師出題)

一天俄カニカキ曇ツテ干物ヲ取込ム暇モ無イ夕立ハ騒カシイ中ニ勇マシイ、恐ロシイノハ二百十日頃ノ大嵐テ家ハ倒レル堤ハ切レル稲ノ花ハ散ル、一年中ノ農夫ノ辛苦カ一夜ノ中ニ無駄ニナツテ仕舞フロトモアル

英文和訳 (長岡講師出題)

(1) In mining circles some panic has been created by the prohibition of the export of coal to any places outside our Colonies and the countries of our Allies. The effect of this upon mining is not likely to be so disastrous as is being represented. The fact is that coal in this country has risen to such prices that it has become almost impossible for essential industries to obtain supplies. An obvious remedy is to throw more coal on the home market. Besides, we have to guard

against supplies reaching Germany through neutral countries. Germany is believed to be short of coal, and has already prohibited any export of the products of her own pits.

(2) Uneasy reports continue to be received from important towns along the Yangtze. The anti-Japanese campaign which has its centre in Hankow is vigorously carried on. The officials are ostensibly trying to suppress the movement, but the ringleaders are still at large, and it is evident that no attempt is being made on the part of the Government authorities to exterminate the agitation by arresting the ringleaders.

英語会話 (長岡講師出題)

Write the conversation which would probably pass between a Japanese student just arrived in London and an English gentleman. The student is paying his first visit and is the bearer of a letter of introduction from his English friend at Tokyo. Not less than 200 words.

経済学 (金井講師出題)

法科第一年級ノモノニ同シ

統計学 (三浦講師出題)

経済科第一年級ノモノニ同シ

商科第二年級

簿記 (鹿野講師出題)

- 一 銀行簿記ニ於テ總テノ取引ヲ金銀勘定ニ記入スル理由如何
- 二 大正四年六月二十一日ニ左ノ取引アリタリト仮定シ日記帳

二記入スヘシ

佐々木太郎ノ依頼ニ応シ同人振出当行宛約束手形ヲ割引ク手形番号第壹号振出月日本日期日 七月三十一日 手形額面金額參万五千円割引日赤式錢五厘此担保トシテ日本貿易倉庫会社貨物預リ証券第八百号ヲ預カル此貨物武蔵上米價格五万円右取引番号第二号右手取金ノ内式千五百円ヲ以テ内地銀行取立依頼ノ為替手形額面金五千円丙第一号ノ支払ニ充テ千六百円ヲ以テ同人宛預金手形第三号ト為シ残額ヲ現金ニテ支払フ本日手形交換所計算左ノ通り

持出シタル切手手形
 第百銀行払預金手形 五千八百円
 第一銀行払小切手 貳万円
 合計貳万五千八百円

受入シタル切手手形
 中村宗吉振出当行宛支払保証小切手第一号 六百九拾円
 賀集寅次郎振出小切手第一号 (貸越) 四千貳百円川井源八
 振出小切手第三号 千五百円
 合計六千三百九拾円

商工経営論 (渡辺講師出題)

- 一 商品貯蔵期間ノ長短ノ商業経営費ニ及ホス影響ヲ説ケ
 - 二 取締ヲ要スル不正競争ヲ挙ケヨ
 - 三 貸借対照表相場トハ如何ナルモノナリヤ
- 右三問中任意ノ二題ヲ選ヒテ之ニ答ヘヨ

銀行論 (渡部講師出題)

左ノ三問中二問ヲ選択スヘシ

- 一 銀行力担保貸付ヲ為スニ際シテ手形ノ良否ヲ判定スル方法及ヒ銀行力担保貸付ヲ為スニ際シテ注意スヘキ要點ヲ記セヨ
- 二 我國ニ於ケル銀行破綻ニ対スル根本的救済策ヲ述ヘヨ
- 三 英蘭銀行ノ兌換減縮策及ヒ仏蘭西銀行ノ金打歩策ノ性質及ヒ金融上ニ於ケル地位ヲ述ヘヨ

鉄道 (大久保講師出題)

- 一 途中下車ノ制度ヲ論セヨ
- 二 特種小荷物ノ種類及適用範圍ヲ詳説セヨ

商業地理 (奈佐講師出題)

- 一 支那ノ金融ニ就キテ述ヘヨ
 - 二 蘭領印度ノ貿易ニ就キテ述ヘヨ
 - 三 英領印度ノ貿易ニ従事セントスル者ハ如何ナル注意ヲ要スルヤ
 - 四 北米合衆國ノ經濟事情ヲ問フ
 - 五 英國ノ貿易隆盛ナルハ如何ナル原因ニ因ルヤ
 - 六 独逸國ノ商工業發達ハ如何ナル原因ニ由ルヤ
- 以上六問中四問ヲ選択シテ答フヘシ

商業政策 (堀講師出題)

- 一 商業政策上ノ所謂労働保護論トハ何ソヤ
 - 二 輸出奨励金ヲ受ケタル外国品ニ輸入ニ対スル関稅政策如何
- 工業政策 (桑田講師出題)
- 一 産業集中ノ法則ヲ批評セヨ
 - 二 同業組合ト「カルテル」、「トラスト」、「産業組合」ノ區別如何

何

三 労働保険ニ於ケル強制及ヒ工業調停ニ於ケル強制ノ意義ヲ説明スヘシ

商法要論 (柳川講師出題)

一 商売登記ノ効力ヲ説明スヘシ

二 商号自由ノ原則ニ対スル例外如何

右二問ノ中一問ヲ選択スヘシ

三 社員ニ配当スヘキ利益ノ意義ヲ問フ

四 資本増加ノ方法如何

右二問ノ中一問ヲ選択スヘシ

商業論 (太田 (哲三) 講師出題)

Select one problem from the followings:

1. The organisation of modern industrial concerns.

2. How to hold market.

Especially as to the price maintenance and direct selling.

3. Retail market, in large town and country.

商業実務 (石川講師出題)

(1) 左記文章ノ意味ヲ説明シ且ツ計算ヲ為スヘシ

(a) Freight on 58 ft. 9 in. @ 32/6 and 10% primage

(b) Marine ins. on £ 150 @ 5/9% less 5 & 10% & policy

duty 6 d.

c q. lb.

(c) Gross weight 365 2 7

Tare 14 1 4

Net@ $\frac{3}{8}$ d. per lb. cif London

(2) What are the papers which are generally found on board a merchant vessel?

英作文 (石川講師出題)

一 左ノ広告文ヲ英訳スヘシ

時英作文講義

本書ハ多年「ジヤパンタイムス」記者トシテ又学生号少年号

記者トシテ錚錚ノ名アル著者カ実地経験ヨリ得タル著者独特

ノ趣向ヲ凝ラシ如何ナル初学者ト雖容易ニ且知ラス識ラスノ

間ニ英作文ニ熟達スルヤウ極メテ懇切ニ講義シタル空前ノ快

著ナリ世ノ英学生並ヒ受験者ハ一日モ早く本書ヲ求メ英作文

ニ上達セヨ!!!

二 左ノ契約文ヲ英訳セヨ

右売人ハ前記注文品横浜到着ノ上ニ於テ陸揚前ニ右売人ノ指

定セル且ツ自己ノ承認セル鑑定人ヲシテ品質ノ鑑定ヲ為サシ

メ其ノ意見ニ原キ品質ノ当否ヲ定ムヘキヲ約束ス

和文英訳 (岡田講師出題)

一 該銀行ノ支配人ハ余程以前ニ或学校テ叔父ノ同級生デアツ

タカラ叔父ノ性質ヲヨク知ツテ居ルハカリテナク、適当ノ地

位ニ就イタノテスカラ、其成功ハ疑イナイト私ハ確ク信シテ

居マス

二 僕ノ親友伊藤君ハ至テ粗忽ナ性質ノ男テアルカ、一昨日午

後日比谷公園ト馬場先門トノ間テ実印ヲ落シテシマツタ、ソ

コテ止ムナク、其実印ヲハ同日以後無効トスル旨ノ広告ヲ昨

日東京ノ五大新聞ハ出シテ、新ニ美印ヲ作ラシタ

英文和訳 (岡田講師出題)

(1) "Yes," said the dealer, "our windfalls are of various kinds. Some customers are ignorant, and then I touch a dividend on my superior knowledge. Some are dishonest," and here he held up the candle, so that the light fell strongly on his visitor, and in that case, he continued, "I profit by my virtue."

(2) Providence allows to every intellect only a certain amount of development, limited by certain laws, spiritual and physical, known or unknown, yet not one of which can be broken with impunity. The brain is like a rich quarry; you may work it out in a year, or you may, with care and diligence, make it last a life-time; but you cannot get out of it more than is in it.

英文和訳 (花園講師出題)

(1) AMERICA'S FIRM ATTITUDE ON THE LUSTANIA QUESTION

Washington, June 2.

President Wilson, in his next Note to Germany, will leave no room for doubt that the United States will not only speak but if necessary act in the cause of humanity.

(2) TWO TURKISH TRANSPORTS TORPEDOED

Athens, June 1.

A telegram from Constantinople states that a British submarine, in the Sea of Marmora, has torpedoed two Turkish trans-

ports laden with troops for the Dardanelles.

(3) NEW MAYOR OF TOKYO

Dr. Okuda, President of chuwo University, has accepted the chair of Mayor of Tokyo, which has been left vacant since the resignation of Baron Sakatani.

(4) FRESH CASES OF THE BLACK PLAGUE

Three fresh cases of the black plague were reported in Tokyo and vicinity on June 3, and this has apparently sent a thrill throughout the city.

(5) The trade for the last ten days of May is reported to have resulted in an excess of 18,190,000 yen of imports over exports.

英語和訳 (ハーロントン講師出題)

1) What changes have you noticed lately in Government circles in England and America?

2) What flowers, having English names, are now in bloom?

3) What is this rainy season called in Japan, and why is it so called?

4) Direct me from here (chuo U.) to Ueno Park.

5) What is the value, expressed in Yen, of a human life in Japan?

6) Why is it that some of you do not, attend, with regularity, the English Conversation Lessons?

商科第三年級

英語和訳 (鹿野講師出題)

一 整理勘定ヲ説明セヨ

二 帳簿ノ締切ハ何ノ為ニ行フヤ其純理ヲ説明セヨ

三 部別計算ヲ説明セヨ

商業事情 (太田 (哲三) 講師出題)

一 我国ノ各産業ニ対スル金融ノ系統ヲ述ヘ現時ノ金融界ニ於ケル大勢ニ及ヘ

二 国産奨励、米価調節、蚕糸救済三政策ヲ批評スヘシ

商業事情 (根岸講師出題)

一 支那新式工場ノ失敗スル原因ト之ヲ救済スルノ方法

二 家族制度ノ支那經濟界ニ及ホス影響

三 支那ノ人口四億ナリトノ説信スヘキカ

若シ信スル足ラストセハ大約幾何アリヤ

四 馬蹄銀ト両トノ關係

以上四問題中二問ヲ選ハルヘシ

保險 (石川講師出題)

一 下ノ術語ノ意義如何

(a) London Clause

(b) Memorandum Clause

(c) Continuation Clause

(d) Deviation

(e) Salvage Loss System

二 吾国ニ存スル積荷保險保險料ノ規定割合トハ何ソ、何故ニ

船体保險ノ保險料ニハ規定割合ナルモノ存セサルカ

生命保險 (伊藤 (万太郎) 講師出題)

一 小口生命保險ノ特著ナル点ヲ列举スヘシ

二 保險料積立金ノ性質並ニ其積立方法ヲ説明スヘシ

海運 (堀講師出題)

一 船舶ノ大キサト速力トハ船舶經濟ト如何ナル關係アリヤ

二 定期備船ト定航海備船トノ區別如何

財政 (中島講師出題)

一 財政ト經濟トノ關係

二 租税ト手数料トノ相異ノ点如何

三 負担転嫁ノ意義

四 予算トハ何ソヤ

商法要論 (嘉山講師出題)

一 偽造又ハ変造ノ手形ニ署名シタル者ノ責任如何

二 裏書ノ連続トハ何ソヤ

英作文 (石川講師出題)

大正四年三月一日、函館大山商会ヨリ東京中川商店ニ充テ帆船

東京丸ニテ石炭五千噸 (此送状面金額ニ万五千円也) 販売委

托ノ為送付トノ通知アリ

三月七日、前記石炭横濱著ニ付中川商店ハ左ノ支払ヲ為シ其

趣大山商会ニ通知セリ

荷為替手形立替払 ￥18000.—

陸揚費用及人足代 ￥ 95.—

三月廿五日、中川商店ニテ石炭ノ中左ノ通り現金支払フ

4000 tons @ ¥5.— per ton 80

三月三十日、中川商店ヨリ大山商会ニ対シ石炭相場下落ノ為

売行困難ナリ一頓

¥5.⁵⁰ニテ売ルモ可ナリヤトノ電報ヲ発ス

三月三十一日、大山商会ヨリ中川商店へ¥5.⁵⁰ニテモ可ナリ
至急売払フヘシトノ返電来ル

四月二日、中川商店ニテ右石炭ノ残部左ノ通り現金売渡ス

1000 tons @ ¥5.⁵⁰ per ton

同日、本日迄中川商店ノ立替金払高左ノ如シ

倉敷料 五千噸ニ対シ一噸毎二十日又ハ其端数ニ付二

錢ノ割ニテ十九日分

同 一千噸 ヲ ヲ ヲ ヲ 八日分

火災保険料三万円ニ対シ一ヶ月分又ハ其端数ニ付 $\frac{1}{2}$ %

郵税及雜費……………¥45.—

四月四日、中川商店ハ大山商会ニ対シ2%ノ口錢ト手形立替
高二対シ日歩三錢ノ割ニテ二十八日分ノ利子ヲ徴シ売上計算
書ヲ作製シ

同日、之ヲ大山商会ノ正味手取金ニ相当スル函館安田銀行支
払ノ送金手形ト共ニ同封セル販売終了ノ通知ヲナセリ

以上ノ事実ニ原キ英文ヲ以テ左ノ書類ヲ作ルヘシ

(1) 三月三十日ノ電報

(2) 四月四日ノ売上計算書

(3) 同日ノ通知書

和文英訳 (片山 (寛) 講師出題)

言論ノ自由カアルカラ何ヲ言ハント論シヤフト吾人ノ随意テア
ル、法律ニ触レヌ限リ勝手ノ事ヲ言フテ宜シイト考ヘル人モア

リマスカ私ノ自由テアレハアルタケ言論ヲ護シムヘキタト思ヘ
マス、新聞記者ナトニモ此事ハ殊ニヨク考ヘテモラビ度イト思
コトス

英文和訳 (片山 (寛) 講師出題)

Do not look on your work as a dull duty. If you choose you
can make it interesting. Throw your heart into it, master its
meaning, trace out the causes and previous history, consider it in
all its bearings, think how many, even the humblest labour may
benefit, and there is scarcely one of our duties which we may not
look to with enthusiasm. You will get to love your work, and if
you do it with delight, you will do it with ease.

英訳 (梶田 健造 出題)

- 1) 沙翁ノ悲劇「マクベス」ノ梗概ヲ示セ、
- 2) 劇中ノ人物「マクベス」、「マクベス」夫人、「バンクオ」、
「ロツス」、「マクダツツ」等ノ性格ヲ大要論評セヨ、
- 3) 「マクベス」劇ヲ読シテ最モ感シタル箇所ハ何所ナリヤ又其
理由如何
- 4) 下ノ抜萃ヲ和訳シ、且劇中何人ノ台詞ナリヤ名サセ、
Whence is that knocking?

How is' with me, when every noise appalls me?

What hands are here? Ha! they pluck out mine eyes!

Will all great Neptune's ocean wash this blood.

Clean from my hand? No; this my hand will rather.

The multitudinous seas incarnadine,

Making the green one red.

英語会話（ラーコック講師出題）

第二年級ニ同シ